本文

JP 2140 50

官報

昭和九年二月二十一日
第二千百四十號　水曜日

豫算

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル昭和八年度歳入歳出總豫算追加ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年二月二十日

内閣總理大臣子爵　齋藤　實
大藏大臣　高橋　是清
司法大臣　小山　松吉
外務大臣　廣田　弘毅

豫算

昭和八年度歳入歳出追加額ヲ各百九拾參萬七千參百九圓ト定ム共ノ款項ノ金額ハ別冊歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

（別冊）

歳入經常部

第三款　官業及官有財産收入	一、〇八九、二四八圓
第十項　刑務所收入	一、〇八九、二四八
歳入臨時部	
第十一款　前年度剰餘金繰入	八四八、〇六一
第一項　前年度剰餘金繰入	八四八、〇六一
歳入總計	一、九三七、三〇九

歳出經常部

司法省所管

第二款　法務費	三一、四八八
第四項　審判費	三一、四八八
第三款　刑務費	一、六八三、二八六
第三項　收容費	一、六八三、二八六
司法省所管合計	一、七一五、七七四

歳出臨時部

外務省所管

第八款　國際會議參列費	九三、〇八七
第二項　ジュネーヴ一般軍縮會議參列費	九三、〇八七
第十三款　日印通商會議委員派遣費	一二八、四四八
第一項　日印通商會議委員派遣費	一二八、四四八
外務省所管合計	二二一、五三五
歳出總計	一、九三七、三〇九

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年二月二十日

内閣總理大臣子爵　齋藤　實
大藏大臣　高橋　是清
鐵道大臣　三土　忠造
拓務大臣　永井柳太郎

各特別會計豫算

昭和八年度鐵道省所管帝國鐵道拓務省所管關東廳ノ各歳入歳出追加額及其ノ款項ノ金額ハ別冊歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

（別冊）

鐵道省所管

帝國鐵道

收益勘定

歳入	
第一款　作業收入	二〇、九一九、〇〇〇圓
第三項　假收入及立替金受入	二〇、九一九、〇〇〇
歳出	
第一款　作業費	二〇、九一九、〇〇〇
第三項　諸拂戻及立替金	二〇、九一九、〇〇〇

拓務省所管

關東廳

歳入	
臨時部	
第四款　前年度剰餘金繰入	一五七、八九八
第一項　前年度剰餘金繰入	一五七、八九八
歳出	
臨時部	
第八款　滿洲事件費	一五七、八九八
第一項　滿洲事件費	一五七、八九八

廳令

◉關東廳令第二號

在外郵便振替貯金特別取扱規則中左ノ通改正ス

昭和九年一月十日

關東長官　菱刈　隆

第一條中「支那」ヲ「滿洲國又ハ中華民國」ニ改ム

第二條、第四條、第五條、第十二條及第十五條中「郵便振替貯金規則」ヲ「關東廳郵便振替貯金規則」ニ改ム

第八條中「第二十九條第二項」ヲ「第二十八條第二項」ニ改ム

第九條中「第十五條」ヲ「第十四條」ニ改ム

第十三條中「第五十四條第二項」ヲ「第五十一條第二項」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和九年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

告示

◉文部省告示第四十九號

佐賀縣佐賀市ニ設置セル私立佐賀盲啞學校ヲ昭和九年四月一日ヨリ縣立ニ變更シ佐賀縣立盲啞學校ト改稱ノ件昭和九年二月十九日認可セリ

昭和九年二月二十一日

文部大臣　鳩山　一郎

◉文部省告示第五十號

農業學校規程ニ依リ左記實業學校ヲ設置シ昭和九年四月ヨリ開校ノ件昭和九年二月十九日認可セリ

昭和九年二月二十一日

文部大臣　鳩山　一郎

名稱	佐賀縣立佐賀農藝學校
位置	佐賀縣佐賀郡春日村
設立者	佐賀縣
修業年限	五年
入學資格	尋常小學校卒業程度

◉農林省告示第七十號

滋賀縣伊香郡余吳村長申請獵區設定ノ件昭和九年二月十七日左ノ通認可シタリ

昭和九年二月二十一日

農林大臣　後藤　文夫

一　獵區ノ名稱　滋賀縣伊香郡余吳狩獵區
二　事務所ノ位置　滋賀縣伊香郡余吳村役場
三　獵區ノ區域　滋賀縣伊香郡余吳村一圓
四　獵區ノ存續期間　自昭和九年二月十七日至昭和二十三年四月十五日
五　承認料　一人一日　甲種狩獵　張網ノ使用　一圓　乙種狩獵　張網又ハ張網ノ使用　三圓
六　狩獵ニ關スル制限
イ　狩獵日ヲ甲種狩獵ニ在リテハつぐみ其ノ他ノ小鳥類ノ捕獲ヲ目的トスル張網ノ使用ハ之ヲ毎年十月十五日ヨリ十一月十四日迄ニ、かもノ捕獲ヲ目的トスル張網、流藪繩及張藪繩ノ使用ハ之ヲ狩獵期間中ノ毎土曜日、祝日及祭日ノ夜間（日沒ヨリ翌日ノ日出迄）ニ、乙種狩獵ニ在リテハ狩獵期間中ノ毎土曜日、日曜日、祝日及祭日ニ制限ス但シ入獵期程ノ定ムル所ニ依リ臨時狩獵日ヲ變更スルコトアルベシ
ロ　狩獵者ノ員數ヲ一日甲種狩獵ニ在リテハ獵具別ニ各五人ニ、乙種狩獵ニ在リテハ十人ニ制限ス
ハ　雌きじノ捕獲ヲ禁止シ捕獲シ得ベききじ及やまどりノ員數ヲ一人一日ニ付合計八羽ニ制限ス
ニ　獵具ヲ張網、流藪繩、張藪繩及十二番以下ノ小口徑銃ニ制限ス
ホ　獵犬ノ使用ヲ一人一頭ニ制限ス
ヘ　獵區ノ區域ノ內左ノ地域ニ於ケル鳥獸ノ捕獲ヲ禁止ス

余吳村大字中之郷字榎尾二五〇番地、字サガシベラ二五一番地、字釣谷二五三番地、字峠ノ谷二五四番地及字槻谷二五七ノ一番地一圓（地積二町二段歩竝ニ大字川並字岩崎一七三七番地乃至一九七六番地、字連法寺一九七七番地乃至二〇一〇番地、字ヨコケ二〇一一番地乃至二一六二番地、字ヲノロ二一六三番地乃至二一七七番地、字通一九七八番地乃至二二〇七番地一圓地積五〇町五段（畝歩）

ト　獵備銃ノ携帶ヲ禁止シ隨伴シ得ベキ從者ノ員數ヲ一人ニ制限ス

使用局所　日附印形式

久留米額（米）

福岡縣御井町

（參照）

昭和六年七月遞信省告示第千四百號ハ名勝史蹟等ニ因メル圖案ヲ挿入シタル通信日附印使用ノ件ナリ

◉遞信省告示第三百九十五號

昭和九年二月十日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置シ無線電報ニ限リ之ヲ取扱フ

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

名稱　位置　定數

神戸丸無線電信取扱所　吾妻汽船株式會社所屬汽船神戸丸（シンコマル）　一

◉遞信省告示第三百九十六號

昭和九年二月十日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「神祿丸」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

局名　神州丸　呼出符號　JUUI

◉遞信省告示第三百九十七號

昭和九年二月二十六日ヨリ左記郵便局ニ電話交換業務ヲ開始ス

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

局名ハ各別ノモノヲ使用ス　昭和九年二月二十二日　同

◉遞信省告示第三百九十八號

昭和九年二月十四日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「第三神榮丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

名稱	位置
阿多郵便局（アタ）	鹿兒島縣日置郡阿多村笠沙（カササ）大字大浦
同川邊郡笠沙（カササ）郵便局	同川邊郡笠沙村大字大浦

◉遞信省告示第三百九十八號

大正四年勅令第二百十五號ニ基ク請願ニ依リ昭和九年二月二十六日ヨリ左記郵便局ニ電信及電話通話事務ヲ開始ス但シ電報配達及呼出事務ヲ取扱ハス

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

名稱	位置
彥根（ヒコネ）四十九郵便局	滋賀縣犬上郡彥根（ヒコネ）町大字四十九

◉遞信省告示第三百九十九號

昭和九年二月十六日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「第三神榮丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	發受電報信官署ノ種別
第二稻荷丸（イナリマル）（濱野（ハマノ）藤宗（フジムネ）第二（ニ）稻荷丸（イナリマル））	JALG	各海岸局及各和文電報船舶局

◉遞信省告示第四百號

左記私設無線電信ノ第二裝置ノ使用電波ノ型式及周波數ヲ左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

關係告示	施設者名	機器裝置場所
大正十年八月遞信省告示第千三百九十六號	大阪商船株式會社	汽船はわい丸

使用電波ノ型式及周波數　A1　六二一〇　八二八〇及一二四二〇kc

◉遞信省告示第四百一號

帆船幸通丸外六十三艘ノ左記信號符字ハ本年三月一日ヨリ之ヲ取消ス

昭和九年二月二十一日

遞信大臣　南　弘

船舶番號　帆船　船名　信號符字

一四七九二	幸通丸	LVKF
一四八三一	幸福丸	MCHK
一四八九九	藤盛丸	LVBK
一九〇二一	光榮丸	LWRV
一九〇四七	第十二號長久丸	MFSD
一九〇六八	大榮丸	MKNT
一九六五六	神勢丸	MKQJ
一九八二八	傳福丸	MLFS
一九九二四	榮吉丸	MLGS
一九九六一	榮長丸	MNQV
一九九九〇	第二住吉丸	MNRB
一七三五六	大平丸	MPHV
一七四五八	榮正丸	MPJB
一七四六〇	豐川丸	MRHD
一七九一一	末吉丸	MSPQ
一八二九二	七號丸	MTHK
一八三〇三	吉祥丸	MVSG
一八六九一	宮吉丸	MVTP
一八七四二	八號丸	MVTQ
一八八六二	第二號長久丸	MWLQ
一九〇二一	第貳宮寶丸	MWQN
一九〇四七	三重丸	NJKM
一九〇八九	光榮丸	NKFQ
一九一〇二三	福吉丸	NMPF
一三三〇五	青正丸	RCJK
一五一九〇	靜海丸	RPLB
一五六八四	冨喜丸	RPLC
一六四六六	幸寶丸	RPLW
一六七二四	清豐丸	RVQC
一六七三一	青正丸	RVSG
一七六五一	第壹運輸丸	RVSP
一七六五二	第貳運輸丸	SFQC
一八二一九	第三運輸丸	SFQD
一八二三六	第四運輸丸	SGWV
一九〇九六	第五運輸丸	SKFC
一九〇九八	第四十六大正丸	SLPJ
一九〇九九	第四十八大正丸	SLPM
一九一〇〇	第四十九大正丸	SLPN
一九一七八	第五十七大正丸	SMJB
一九二八四	第五新榮丸	SMJN
一九二九四	第六運輸丸	SMJW
一九七六五	善勝丸	SPLB
一九八二一	運輸丸	SQVF
一九九九六	榮吉丸	SQVG
二〇〇一一	三十三號運輸丸	SRWP
二〇〇三六	三十五號運輸丸	SRWQ
二〇〇五一	芳壽丸	STBD
二〇〇五〇	第參拾七號運輸丸	SVRP
二一〇五三	第一千洋丸	SWVN
二一二五三	第二笹山丸	TJWM
二一二七三	福寶丸	TJWR
二一三六九	第一冨久丸	TPCH
二一三七三	盛寶丸	TPCM
二一三九〇	東洋丸	TQBP
二一四五九三	第三寶丸	TSWL
二一四六一四	鐵丸	TVBW
二一四六一七	天晴丸	TVMD
二一四九五三	第十二三河丸	TWNL
二一五二七〇	重寶丸	TWNM
二一六〇六六	龜鶴丸	VCKB
二一六二七	大祥丸	VGFC
二一七三九六	宮惠丸	VGLD
二一七六七三	第貳拾貳壹三丸	VMQR
二一九〇一九	元通丸	VNTF
		MWQK

◉島根縣告示史第一號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條第二項ニ依リ昭和九年二月十六日左記ノ通假指定ス

昭和九年二月二十一日

島根縣知事　福邑　正樹

天然紀念物

名稱	所在地
竹崎ノ石割櫻	仁多郡鳥上村大字竹崎字叫曇千八百四十八番地內
竹崎ノ柱	實測三畝十四歩 同郡同村大字同字 大平下モ千八百六十三番地ノ三內

正誤

昭和七年三月四日司法省令第三號中九三頁四段栃木區裁判所小山出張所ノ管轄區域備五行中久喜ノ下ニ横倉ノ脫ス同主生出張所ノ管轄區域欄末行「國分寺町」ハ「國分寺村」ノ誤

司法大臣祕書官

北海道帝國大學助教授從六位　澤田平十郎

任樺太廳中央試驗所技師兼樺太廳技師　農林技師從七位　千代間光二

任樺太廳中央試驗所技師兼樺太廳技師　敍高等官七等　判事陸軍歩兵少尉正六位勳五等　桑原　龍興

兼任南洋廳法院判事　敍高等官四等　愛知縣屬陸軍砲兵少尉正八位　大貫　元

任地方事務官　敍高等官七等　大阪府天王寺師範學校教諭　齋藤謙治郎

師範學校教諭ニ任ス　高等官七等ヲ以テ待遇セラル　從六位　神浦萬十郎

公立中學校教諭ニ任ス　高等官五等ヲ以テ待遇セラル　大阪府立高津中學校教諭　山本　榮喜

東京高等師範學校助教授　降旗　章吾

山形縣立米澤興讓館中學校　鈴木　吉郎

教諭陸軍歩兵少尉正八位　三鍋　義三

富山縣立神通中學校教諭　德田志武美

各遇同　同　村井　武秀

大分縣立宇佐中學校教諭　橋本與次左衛門

同　池內　義資

公立中學校教諭ニ任ス　高等官七等ヲ以テ待遇セラル　師範學校教諭正七位　大澤　作次

公立高等女學校教諭ニ任ス　高等官六等ヲ以テ待遇セラル　德島縣立德島高等女學校教諭

德島縣女子師範學校教諭　江澤トクノ

公立高等女學校教諭ニ任ス　高等官八等ヲ以テ待遇セラル　公立實業學校教諭正七位　稻垣　芳雄

公立實業學校長兼公立實業學校教諭ニ任ス　高等官六等ヲ以テ待遇セラル

敍任及辭令

◉昭和九年二月十四日

從六位勳六等　井川　倉光

敍正六位

◉昭和九年二月十六日

從六位　田村　三五

敍勳六等授單光旭日章

從七位勳六等　浅野　金吾

敍勳五等授雙光旭日章

正八位勳八等　根本　正一

敍勳七等授青色桐葉章（多通）

青木　恒利

岡本　繁秋

敍勳八等授白色桐葉章

◉昭和九年二月二十日

朝鮮公立實業學校教諭從七位勳八等　前田　潔

任朝鮮公立實業學校教諭

敍高等官七等

北海道帝國大學助教授從六位　澤田平十郎

任臺灣總督府臺北醫學專門學校教授

敍高等官五等

許可 211410 昭和九年二月二十一日 水曜日
本文

第2140号 本文

(各通)

遞信省郵務局長 久埜 茂
遞信省電務局長 山本直太郎
遞信省管船局長 淺野 平二
遞信省航空局長 片岡 直道
第六十五回帝國議會遞信省所管事務政府委員被仰付

鐵道局技師 八木與太郎
依願免本官

判事兼南洋廳法院判事 谷井 辰藏
免兼官

地方警視 横澤 三郎
陞敍高等官五等(以上二月二十日内閣)

故陸軍歩兵少佐從六位勳六等 井川 倉光
特旨ヲ以テ位一級追陞セラル(二月二十日宮内省)

群馬縣書記官 三樹 樹三
二級俸下賜
補内務部長

千葉縣書記官 堀口 功
四級俸下賜
補學務部長

滋賀縣書記官 九鬼 三郎
一級俸下賜
補内務部長

宮城縣書記官 中野與吉郎
四級俸下賜
補警察部長

福井縣書記官 松澤 龍雄
五級俸下賜
補警察部長

香川縣書記官 鈴木 登
三級俸下賜
補内務部長

高知縣書記官 上村 靖
四級俸下賜
補學務部長

沖繩縣書記官 堀池 英一
五級俸下賜
補學務部長(以上二月二十日内務省)

陸軍憲兵大尉 川人 勝一
賜二等給(二月二十日陸軍省)

同 川人 勝一
依願豫備役被仰付

陸軍砲兵大尉 上田四良右衛門
後備役被仰付(以上二月二十日同)

京都帝國大學教授 大井 清一
滿洲國ヘ出張ヲ命ス(二月二十日文部省)

京都帝國大學助教授 紀野久次郎
本俸四級俸下賜

長崎醫科大學助教授 藤原 秀勝
本俸五級俸下賜

京都帝國大學教授 牧 健二
滿洲國ヘ出張ヲ命ス(以上二月二十日同)

遞信局技師 内田 嘉彦
熊本遞信局海事部長崎出張所在勤ヲ命ス

同 大久保幹雄
廣島遞信局在勤ヲ命ス(以上二月二十日遞信省)

鐵道局技師 八木與太郎
八級俸下賜
東京鐵道局勤務ヲ命ス(二月二十日鐵道省)

副檢査官 小林 義男
舞鶴所在海軍各廳會計實地檢査トシテ出張ヲ命ス(二月二十日會計檢査院)

公立實業學校教諭 女池 賢猷
八級俸當分千四百四十圓下賜(十二月二十日北海道廳)

公立高等女學校教諭 清水 英一
年功加俸年額百五拾六圓下賜(八年十二月二十日新潟縣)

同 福田 松藏
年功加俸年額貳百拾六圓下賜(二月十日同)

公立實業學校教諭 大塚 英吉
年功加俸年額百五拾六圓下賜(二月十日同)

公立實業學校教諭 今田 眞月
年功加俸年額九拾六圓下賜(八年十二月十日栃木縣)

公立實業學校長 高松 和也
年功加俸年額百四拾四圓下賜(一月十七日同)

公立實業學校教諭 廣瀨 英雄
年功加俸年額百四拾四圓下賜(一月十三日同)

公立實業學校教諭 宮田 喜俊
八級俸當分千四百四拾圓下賜(二月十日宮崎縣)

(各通)

公立中學校教諭 山下 靜造
同 安里 榮繁
八級俸當分千四百六拾圓下賜(一月十七日沖繩縣)

師範學校教諭 比嘉德太郎
七級俸當分千五百圓下賜(十一月二十日同)

地方農林主事 大塚 護
十一級俸下賜(二月二十日同)

宮廷錄事

◉御弔電 白國皇帝アルベール第一世陛下崩御ニ付一昨十九日 天皇陛下ヨリ同國皇太子殿下ヘ御弔電ヲ御發送アラセラレタリ

◉弔問 白國皇帝アルベール第一世陛下崩御ニ付昨二十日午前十時三十分弔問使トシテ 天皇陛下ヨリ侍從子爵黒田長敬ヲ 皇后陛下ヨリ皇后宮職御用掛高木多都雄ヲ 皇太后陛下ヨリ皇太后宮職御用掛山中貞子ヲ同國大使館ヘ差遣サレタリ

◉皇族差遣 來ル三月十四日呉海軍工廠ニ於テ軍艦最上進水式擧行ニ付同廠ヘ博恭王殿下ヲ差遣サル、旨御沙汰アラセラレタリ

彙報

○官廳事項

◉農村經濟更生中央委員會委員、幹事任命及囑託 農村經濟更生中央委員會ノ委員、幹事ヲ昨二十日左ノ通任命及囑託セリ

(各通)

農林政務次官子爵 織田 信恒
農林省山林局長 村上龍太郎
農林省畜産局長 高橋 武美
農林省蠶絲局長 井野 碩哉
農林省米穀部長 荷見 安
農村經濟更生中央委員會委員ヲ命ス

(各通)

商工省商務局長 村瀨 直養
正四位伯爵 黒木 三次
同 有馬 賴寧
農村經濟更生中央委員會委員ヲ囑託ス

(各通)

農林書記官 小濱 八彌
同 五十子卷三
農村經濟更生中央委員會幹事ヲ命ス

(各通)

社會局書記官 持永 義夫
文部書記官 中島 靈圓
農村經濟更生中央委員會幹事ヲ囑託ス

◉有爵者薨去 正三位勳三等男爵澤宣元ハ本月十六日薨去セリ

◉官吏薨去、卒去及死去 臺灣總督府中央研究所技師兼臺灣總督府技師臺北帝國大學教授正三位勳二等大島金太郎ハ去月二十七日薨去シ香川縣書記官從四位勳四等鹿野三郎ハ本月十二日卒去シ帝室會計審査官補從六位勳七等根本覺彌ハ同十五日死去セリ

○警察

◉豫約出版履行 昨七年一月九日草村松雄ヨリ警視廳ヘ屆出テタル「日蓮聖人御遺文講義」ノ豫約出版ハ之ヲ履行シタル旨屆出テタリ(警視廳)

○陸海軍

◉生徒採用 本年施行ノ海軍兵學校生徒及海軍經理學校生徒召募試驗ニ及第シ生徒ニ採用セラルヘキ豫定者ノ族籍氏名左ノ如シ(イロハ順)東京士ハ東京府士族、鹿兒島士ハ鹿兒島縣士族、東京ハ東京府、廣島ハ廣島縣ノ略ナリ其他之ニ傚フ(海軍省)

海軍兵學校生徒採用豫定者

福島	岩井健太郎	福岡	今村 益敏
鹿兒島士	指宿 正信	栃木	石井 昌三
福井士	伊東 忠男	山口	石井 西二
靜岡	石川 長男	熊本	今坂 秀夫
兵庫	池内 利三	福井	一瀨 聰一
鹿兒島	石神 久也	廣島	磯兼 勇三
愛媛	井上 良平	鳥取	井関 環
佐賀士	石隈 辰彦	群馬	岩佐 直治
東京	池田 擴已	東京	市瀨 信
石川	番井 章	東京	蓮尾 隆市
香川	林 親博	大分	馬場 隆二
兵庫士	早川 清	鹿兒島士	春口 秀丸
千葉	林 利房	茨城	長谷川 豊
佐賀	橋爪 弘	鹿兒島士	萩原 一男
靜岡	新田善三郎	東京	西村 禎治
東京	丹羽 廣	鹿兒島	新名 正雄
鳥取	細田 富基	長崎	本田 一規
東京	常盤 峯雄	熊本	富田 正止
東京華	德川 熈	埼玉	竹間 忠三
茨城	大野 保四	福岡	大庭 眞三
熊本	大宮 稚郎	岡山	長船主基穂
鹿兒島士	大久保仲次	鳥取	岡野 勇三
鹿兒島士	斧淵 博	石川	小川 健吉
東京士	大久保忠彦	東京士	大久保武男
宮城	岡崎 邦城	岡山	岡 重太郎
兵庫	大矢 正夫	佐賀	尾形 正夫
神奈川	小原 大平	千葉	小川左右民
東京	大橋 章二	山形	和田 久馬
新潟	渡部 俊夫	神奈川	若尾 晃
高知	河野 芳雄	福井	角野 博治
福島	加藤 辰雄	千葉	香取 謙三
東京	川瀨治郎吉	秋田士	柿崎 誠一
德島	鹿山 譽	福岡	桃島 千藏
秋田	加賀 誠	栃木	川嶋 辰雄
東京	横溝幸四郎	熊本	吉田 隆男
高知	吉尾 寅男	東京	高橋 重夫
廣島	武林 範定	鳥取	谷浦 英男
栃木	高橋 久麿	鹿兒島士	谷口 良秋
大阪	多田 末廣	長野	田澤 清榮
東京	高井 貞夫	神奈川	高澤 秀夫
大阪	高野 裕	栃木	田邊 晃
福岡	谷川 清澄	長崎士	田尻 正男
東京	武富 邦夫	埼玉	高橋 卓郎
鹿兒島	曾木 義雄	千葉	園原 雄三
福島士	根岸 朝雄	山口士	中山 靖
宮城士	永野 善久	滋賀	中川 正義
熊本	中滿 豊志	山口	中嶋 巽
廣島	中本道次郎	千葉	中山 四郎
佐賀	中島英之助	東京	濤川 宗保
廣島	中野 遜	靜岡	向笠 辰雄
福島	武藤 正四	靜岡	上杉 貞夫
埼玉	内山 重慶	佐賀	野田 規
鹿兒島	窪 正男	東京士	倉橋友二郎
佐賀	久保山秀夫	栃木	山田 昌平
鹿兒島	山本 武彦	熊本	山内 重安
佐賀	山下 茂正	福岡	安元 至誠
栃木	柳田 益雄	兵庫	山崎正八郎
愛知	山田 忠男	長崎	山下 途二
和歌山	保田 辰也	廣島	山田 武男
福井	松井 利夫	神奈川	牧野 正敏
栃木	增澤 清司	宮崎	益山 正
長野	松崎 三男	香川	松成 善夫
福井	牧 幸男	三重	松井 龍次
鹿兒島士	松島 龍夫	山口	松田 明夫
靜岡	藤田 柏郎	廣島	福田 稔
香川	藤平 卓	大阪	福本 一雄
岐阜	冨士 信夫	鹿兒島	福岡 規男
山口士	藤井 良美	長崎	福田 強
愛知	深津 太郎	山梨	鯉淵不二夫
新潟	小林 英一	福島	小針 寛一
熊本	小井手護之	福井	鯉沼 和男
山口	近藤 潔	栃木	江川 光夫
福井	江前 歳江	佐賀	江口 森政
東京	遠藤 幸雄	東京	遠藤 誠一
東京	阿保 正直	東京士	粟屋輝太郎
秋田	阿部 恒司	北海道	吾妻 義孝
鹿兒島士	阿多 義麿	德島士	秋野 資郎
茨城士	安藤 豪尾	香川	安藤 信雄
山形	青山 豊四	宮城	青木 宗保
福島士	赤田 邦雄	鳥取士	足立 義郎
山形士	齋藤 仁	愛知	佐々 十郎
山口	坂本 照道	山形	相馬 清士
富山	佐竹 吉隆	山形	木村 章
岡山	岸本 曉	兵庫	鬼内 瀟
愛知	岸本 史朗	東京士	湯地 惇
大分	溝部浩太郎	廣島士	三田村定德
大阪	宮野善治郎	京都	宮島 重幸
兵庫	三宅 貞彦	東京士	三上 良孝
神奈川	峰尾 靜彦	鹿兒島士	美坐 正已
宮城	三浦 忠夫	兵庫	柴田 勝
愛知	白井 義親	群馬	清水 治夫
大分	篠田右平太	佐賀	重田 和夫
鹿兒島	東 森隆	鹿兒島	比良 國清
秋田士	諸澤 七郎	東京	元良 勇
千葉	森 黨男	佐賀士	本村 哲郎
茨城士	本岡貝砂夫	兵庫士	森田 孝
東京	関谷 利雄	佐賀	清流 弘見
千葉	清宮 鋼	島根	菅昌 徹昭
千葉	杉田 秀雄	東京	須藤 朔
山形	鈴木鐵太郎	愛知士	鷲見 五郎

海軍經理學校生徒採用豫定者

鹿兒島	今城 能文	鹿兒島士	池田 春實
大分士	飯倉 重任	東京	池田 亮三
山形	伊藤啓五郎	三重	服部亀代太
群馬	堀口二三雄	青森士	本多 保一
石川	大西大四郎	大阪	唐崎 匡一
石川士	高松 信夫	熊本	立山 憲正
長崎	山口卯三郎	群馬	眞下英三郎
鹿兒島士	松長 世隆	福島	近藤 灩
京都	有本 久男	島根	吾郷 喜重
宮崎	酒井 正之	愛知士	千本木和夫

◉所在不明徴兵終決處分未濟者 東京府ニ於テ昭和八年ニ生シタル所在不明ノ徴兵終決處分未濟者左ノ如シ(東京府)

本籍地	氏名	生年月日
東京市麹町區有樂町一ノ四	田中 常吉	明治三〇、一〇、一八
同三ノ二	山屋 東三	三〇、八、一三
同内幸町二ノ三	青木 三郎	三〇、一、一二
同富士見町五ノ一六	寺田幸之助	三一、三、二七
同飯田町三ノ四	曾根 信男	三一、五、二七
同麹町一ノ一	山本 一郎	推定三一、四、二四
同九ノ五	島田 重吉	三一、三、三一
同平河町一ノ七	中村 捨吉	三二、三、二一
同飯田町四ノ一	折内 太備	三二、一、一
同三番町八五	中土亀次郎	三三、一一、二五
同富士見町一ノ一八	西尾 榮一	三三、一二、五
同元園町一ノ五〇	杉本 涼	三四、三、九
同有樂町三ノ三	稲澤 政武	三五、一一、一
同麹町一ノ一	柳下 秋雄	推定三五、一〇、二
同元園町二ノ一一	野村 爲吉	三五、六、一
同飯田町二ノ二六	猪俣 鋼市	三七、四、三
同麹町一ノ一	飯田 一男	推定三七、六、三〇
同永田町二ノ五五	河田 昌秀	三七、三、二三
同有樂町一ノ七	服部 麥生	三八、九、二八
同飯田町四ノ三一	石原 三郎	四〇、三、七
同麹町一ノ一	木村 政春	推定四〇、八、一〇
同二ノ二	本田治三郎	四二、七、一
同一ノ一ノ一號	草刈 三郎	推定四五、一、二六
同永田町二ノ二一	江添 久滋	四五、三、四
同麹町一ノ一ノ一號	大野 幸	大正推定元、一〇、二一
同	鈴木 政吉	推定元、一一、二
同平河町五ノ四	杉木亀之助	元、一一、二四
同永田町一ノ二五	渡來 敬次	二、四、二七
同三番町四六	森 弘	明治二一、一二、二七
同神田區通新石町二一	小柳津庄太郎	三〇、二、一五
同龜住町七	林 金次郎	三〇、三、一四
同和泉町一	吾妻 政吉	三〇、四、二五
同錦町二ノ三	三浦吉三郎	三〇、五、一二
同田代町三	春日金太郎	三〇、五、二八
同小川町二一	田久保秀太郎	三〇、六、二八
同東龍閑町四	林 幾太郎	三〇、一一、一〇
同下白壁町一二	野村廣太郎	三〇、一一、二三
同二	平野德太郎	三〇、二、三
同佐久間町四ノ二〇	吉田彌惣七	三〇、二、二四
同美土代町一ノ一七	宮城 房吉	三一、一〇、一
同新銀町二七	池村 與一	三一、九、二〇
同東松下町二三	沼田治三郎	三一、一一、一
同東紺屋町二二	榎本長太郎	三一、六、一五
同松永町二二	眞中靜三郎	三一、八、一
同定籍	加藤 春吉	三一、八、二四
同三崎町三ノ一	門間竹二郎	三一、一二、一五
同東龍閑町一九	松井 清吉	三二、五、一〇
同連雀町五	田中龍太郎	三三、一一、二〇
同三河町三ノ一一	向山 嘉一	三三、一、二五
同表猿樂町二一	山本 久雄	三三、五、二八
同東今川町一	小林豊次郎	三三、七、二五
同佐久間町三ノ二一	服部 祐造	三三、七、二九
同和泉町一	吾妻 榮吉	三三、六、一三
同松永町二九	丸山重次郎	三四、三、二五
同猿樂町二ノ二	兼康太一郎	三四、四、四
同表猿樂町三	淺川 武	三四、四、一九
同美土代町三ノ四	清水 督雄	三四、五、三〇
同松岡町九	鈴木 正志	三四、八、八
同皆川町二七	吉田仁太郎	三四、一〇、六
同仲町一ノ五	杉山 德一	三五、一、六
同江川町五一	井上 正	三五、二、四
同錦町一ノ八	纐津金太郎	三五、四、八
同表猿樂町二四	高島 正行	三五、一〇、一五
同猿樂町二ノ三	角石 新吉	三五、一〇、二八
同淡路町一ノ一	木村 靜俊	三五、一二、一
同山本町一六	仁平金太郎	三五、一二、二三
同定籍	松本金次郎	推定三六、三、一〇
同三崎町一ノ一一	細谷 潤二	三六、四、二七
同東福田町三	杉本榮太郎	三六、一一、二四
同通神保町五	武山 武	三六、一、一二

第2140号　本文

昭和九年二月二十一日　印刷　昭和九年二月二十一日　發行
定價　金拾錢
郵稅　金壹錢
編輯兼發行人　東京市麹町區永田町二丁目四番地　印刷局
印刷者　東京市麹町區永田町二丁目四番地　印刷局
發行所　東京市麹町區永田町二丁目四番地　印刷局
電話　麹町（33）一一四一番
振替口座　東京一六七五番

同今入町七　村田　博昭　二、九二八
同琴平町一　小野喜三郎　二、一二〇
同新橋六ノ五ノ一號　鴻池　貴一　二、七、六
同金杉川口町六　和田　倉茂　二、一〇、一〇
同田町二ノ一八　一男　二、一一、一
同三田四國町二ノ一　三浦　齋藤　二、九、〇
同麻布區霞町一八　和田　福松　明治二〇、一、六
同一　同琴平町二ノ四　大越　錄郎　二〇、九、一
同富士見町三七　鈴木　新作　二〇、一、五
同本村町一二一　鈴木　金一　二〇、七、九
同宮下町一六　中村　泰藏　二一、七、一
同谷町三　倉田　米藏　二一、九二二
同森元町一ノ二七　古橋　正幸　二一、一二三
同市兵衛町二ノ七四　川上　米藏　二一、一二五
同網代町一〇　森　利六　二一、九二三
同新堀町七　中原　定雄　二一、一〇二〇
同飯倉町六ノ一四　菊田　政吉　二一、五二〇
同森元町二ノ一　鈴木　鍵二　二一、六二三
同今井町三四　鈴木　忠次　二一、一二一〇
同新網町一ノ五八　中田　兼松　二一、一六二
同一本松町一　竹內　四郎　二一、八二八
同東町三六　小川　文吉　二一、一〇二五
同新廣尾町三ノ八六　篠原　鶴五郎　二一、一〇二〇
同坂下町一七　篠原　末吉　三五、一二、九
同網代町三一　鴛田寅之助　三五、一二、九
同坂下町二五　池田　梅吉　三七、四、四
同田島町一四　小林　彰　三七、三、一
同森元町二ノ一　大內紫太郎　四〇、七、二四
同飯倉一丁目一三　內山　政雄　四一、八、三
同坂下町三六　中井日出生　四一、一、一
同弁町一五　松本　友吉　四一、一、二
同竹谷町五　小松　留雄　四三、八、二九
同新網町一ノ五八　横山金次郎　四三、三、五
同飯倉町一ノ七　酒井　繁二　四四、三、三〇
同山元町五九　柳沼源三郎　四四、一、二四
同五六　細山　光一　四四、五、三一
同木村町一六　小林　吉忠　四四、一、三
同竹谷町二　小山　孝次　大正元、一、八
同山元町五五　內田　正司　明治四五、二、二八
同網代町一ノ三號　馬場　清一　四五、二、九
　　宮川　重雄　四五、二、一九
同簞笥町五〇　鈴木　元夫　大正元、一〇、二
同坂下町二九　福島　三吉　二、五二七
同赤坂區青山南町六ノ七　代田华二郎　明治三一、一、五
同町一ノ一四　伊藤弥之助　三二、五、六
同新町二ノ三　福田幸太郎　三二、一一、二
同檜町一九　若林龍之助　三二、一一、一
同新町一ノ二〇　須賀仙太郎　三四、九、一
同町一ノ二三　齋藤忠五郎　三四、一〇、三〇
同新町三ノ四三　豊田　末吉　三五、一〇、三〇
同一ッ木町三九　宮崎　次士　三八、二、五
同町一ノ一一　廣田　玉吉　三九、二、一〇
同町後町四ノ二〇　佐々木一彦　四一、一、六
同一ノ一九　加藤　壽夫　四四、八、七
同町七ノ二　金子　堅助　四四、三、二四
同一ノ一二　吉田　健藏　大正元、一〇、二
同一ッ木町四〇　中村　修　明治四四、七、一
同豪町一　山崎正治郎　大正二、一、二
同中ノ町二五　田畑　保愛　二、九、一〇
同一ノ一四　三宅　太郎　二、一一、一
同表町二ノ一　枝本　茂　明治二、八、八
同四谷區新宿二ノ五六　窪田　信綱　三〇、八、一七
同三ノ二二　山崎三五郎　三〇、七、五
同旭町四一　島山藤四郎　三〇、九、一〇
同新宿二ノ九〇　鈴木福次郎　三〇、六、二六
同三ノ五　安藤龍太郎　三〇、四、一七
同旭町三九　澤本　助吉　三〇、三、二五
同繩町一六丁目四　土田吉之助　三一、七、二六
同東信濃町九　古矢源太郎　三一、六、二五
同愛住町七九　飯田　光　三一、一、二三
同南町四二　田村　信吉　三二、四、三〇
同永住町二七　渡邊初太郎　三二、一、九
同旭町六〇　垣根屋連太郎　三三、七、二五
同新宿三ノ五　高橋　磋彦　三三、九、三
同左門町五九　梅原　貞一　三三、七、三〇
同傳馬町二丁目　伊藤信太郎　三三、五、一
同愛住町三　森口正太郎　三三、五、一
同谷町二ノ一二　鈴木伊之助　三三、八、二五
同旭町六三　吉田　次郎　三三、一二、一五
同一ノ四二　內藤信太郎　三三、一二、一五
　　中村　又吉　三五、八、二二
同簞笥町一三　阪本正三郎　三五、一、一
同坂町七一　坂上　悅郎　三五、九、二九
同新宿二丁目五四　坂本　龜吉　三七、九二〇
同花園町一〇五、同七〇　森田　誠一　三七、一二、二〇
同新宿三ノ二二　丸山重次郎　三七、七、二一
同旭町五八　村上　忠雄　三七、三二七
同須賀町一九　鈴木　政吉　三七、一〇、一七
同新宿三ノ三三　山崎修一郎　三七、八、四
同東信濃町一　鈴木　吉藏　三八、三二七
同花園町四　鈴木　留吉　三八、六三〇
同旭町六〇　石田　文雄　三八、二一七
同谷町二ノ一七　岩崎　善吉　三九、八三一
同新宿三ノ四一　天野春太郎　三九、一一六
同內藤町一　佐藤伊佐雄　三九、二二五
同谷町一ノ五　山本　一治　三九、一一四
同南伊賀町七六　相澤島之助　四〇、二一二
同南町八一　安田　金吉　四一、六二一
同旭町一七　福田龜太郎　四一、九、一
同旭町四四　小林　新一　四一、一、二
　　高橋　政藏　四二、八、一六
（未完）

○産業

◉奬勵金交付　昭和八年度ニ於テ左ノ通交付スル旨一昨十九日指令セリ（農林省）

縣　奬勵事項　金額

滋賀　小麥增殖奬勵ノタメ要スル費用ニ對シ　一八、〇九八圓

○衞生

◉關東及滿洲國傳染病報告　本件ニ關シ關東廳ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（內務省）

地名　期間　病名　患者

旅順　自一月二十八日至二月三日　痘瘡　一

同　同　猩紅熱　四

同　同　痘瘡　二

小崗子　同　同　一

同　同　同　一

大連　同　同　六

○產業

◉奬勵金交付　昭和八年度ニ於テ左ノ通交付スル旨一昨十九日指令セリ（農林省）

縣　奬勵事項　金額

小麥增殖奬勵ノタメ要スル費用ニ對シ　一八、〇九八圓

○衞生

◉關東及滿洲國傳染病報告　本件ニ關シ關東廳ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（內務省）

地名　期間　病名　患者

旅順　自一月二十八日至二月三日　痘瘡　一

同　同　猩紅熱　四

同　同　痘瘡　二

小崗子　同　同　一

同　同　同　一

大連　同　同　六

金州　同　同　一

普蘭店　同　同　一

貔子窩　同　同　二

營口　同　同　二

○貴族院

◉會議　昨二十日ノ議事經過左ノ如シ

伯爵酒井忠克、關直彥請暇ノ件

右各請暇ハ孰モ之ヲ許可ス

請願委員長報告

右委員長子爵溝口長司委員會ニ於ケル請願審查ノ報告ヲ爲ス

兵役法中改正法律案（政府提出）

會計檢查院法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）

右兩案ハ各、之ヲ特別委員（議長指名）ニ付託ス

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案（衆議院提出）

右議案ハ之ヲ會計檢查院法中改正法律案ト同一ノ特別委員ニ付託ス

北海道濱益郡濱益村ニ船入澗築設ノ請願

沖繩縣ニ國立水產學校設立ノ請願

戰役殊勳者待遇改善ノ請願

豫定線鐵道田名部、大間間鐵道速成ノ請願

帝國議會

○貴族院

◉會議　昨二十日ノ議事經過左ノ如シ

伯爵酒井忠克、關直彥請暇ノ件

右各請暇ハ孰モ之ヲ許可ス

請願委員長報告

右委員長子爵溝口長司委員會ニ於ケル請願審查ノ報告ヲ爲ス

兵役法中改正法律案（政府提出）

會計檢查院法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）

右兩案ハ各、之ヲ特別委員（議長指名）ニ付託ス

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案（衆議院提出）

右議案ハ之ヲ會計檢查院法中改正法律案ト同一ノ特別委員ニ付託ス

北海道濱益郡濱益村ニ船入澗築設ノ請願

沖繩縣ニ國立水產學校設立ノ請願

戰役殊勳者待遇改善ノ請願

豫定線鐵道田名部、大間間鐵道速成ノ請願

遼陽　同　同　一
鞍山　同　同　一
藤家屯　同　猩紅熱　四
天同　同　痘瘡　一四
順同　同　同　三二
溪湖　同　同　一
鐵嶺　同　猩紅熱　一
平街　同　痘瘡　一
東同　同　同　一
安東　同　猩紅熱　一〇
　　本年初發以來累計　痘瘡　一八一

○正誤

一昨十九日本欄官吏改姓名ノ項十一行手島秀太郎ハ手島秀太郎ノ誤植

高知縣長岡郡大杉村ニ區裁判所出張所設置ノ請願

戰公傷病死者竝傷痍軍人ノ遺族扶助料ニ關スル請願

寶藥販路海外擴張ニ關シ國庫補助ノ請願

八戶港鮫角ニ燈臺設置ノ請願

勳章年金令中改正ノ請願

北海道擇捉郡留別村ニ郵便局設置ノ請願

豫定線鐵道羽幌、遠別間鐵道速成ノ請願

右十一件ノ請願ハ孰モ之ヲ採擇スルコトヲ議決ス

國務大臣ノ演說ニ關スル件（第四日）

右件ハ議事日程ノ順序ヲ變更シテ會議ヲ開キ之ヲ終了スルニ至ラシテ延會ス

◉國務大臣出席　高橋大藏大臣、南遞信大臣、大角海軍大臣、林陸軍大臣ハ昨二十日ノ會議ニ出席セリ

◉請願書送付　昨二十日採擇スルコトヲ議決シタル北海道濱益郡濱益村ニ船入澗築設ノ請願外十件ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ卽日之ヲ政府ニ送付セリ

◉特別委員選定　昨二十日議長ニ於テ特別委員ヲ左ノ如ク選定セリ

兵役法中改正法律案特別委員

侯爵德川　頼貞　伯爵溝口　直亮
子爵松平　保男　三井清一郎　清純
內田　重成　男爵井上　野村　德七
三木與吉郎
平沼　亮三

會計檢查院法中改正法律案特別委員

公爵鷹司　信輔　子爵數　篤麿
子爵富小路隆直　男爵東久世秀雄

宗教法制ニ關スル質問（中川觀秀君提出）

右質問ハ提出者之ヲ爲シ東鄕文部政務次官答辯ヲ爲ス

河野通治贈位奏請ニ關スル質問（武知勇記君提出）

右質問ハ提出者之ヲ爲シ黑崎法制局長官答辯ヲ爲ス

司法權ノ威信發揚ニ關スル質問（一松定吉君外六名提出）

右質問ハ提出者一松定吉君之ヲ爲シ土岐陸軍政務次官、岩本司法參與官及堀田海軍政務次官答辯ヲ爲ス

敎育界ニ於ケル不祥事件ニ關スル質問（中村不二男君提出）

右質問ハ提出者之ヲ爲シ岩本司法參與官及東鄕文部政務次官答辯ヲ爲ス

印度ニ於ケル雜貨關稅引上ニ關スル質問（本田彌市郎君外二名提出）

右質問ハ提出者本田彌市郎君之ヲ爲シ瀧外務政務次官答辯ヲ爲ス

衞生組合法案（中井一夫君外五名提出）

傳染病豫防法中改正法律案（中井一夫君外五名提出）

衞生組合法案（野田文一郎君提出）

傳染病豫防法中改正法律案（野田文一郎君提出）

衞生組合法案（福田關次郎君外二名提出）

傳染病豫防法中改正法律案（福田關次郎君外二名提出）

右六案ハ議事日程ノ順序ヲ變更シ一括シテ第一讀會ヲ開キ其ニ政府提出健康保險法中改正法律案外一件委員ニ併セ付託スルニ決ス

官報　第二一四〇號　昭和九年二月二十一日　水曜日

官報　2140　号外

第2140号 本文

地方行政

◎旌表　山形縣ニ於テ本月十一日紀元節ノ佳辰ヲトシ左記四名ヲ德行者竝ニ功勞者トシテ褒章條例ニ依リ表彰セリ（山形縣）

東田川郡余目町　佐藤丑太郎

明治二十一年町村制施行當時ヨリ書記ト爲リ爾來四十餘年精勵恪勤歷代ノ町長ヲ補佐シテ專ラ自治ノ發達ヲ圖リ特ニ徵稅事務ノ向上刷新ニ竭シタル功績洵ニ顯著ナリ仍テ褒章條例ニ依リ金二十圓ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

飽海郡南遊佐村　梅津　市代

資性溫順ニシテ操守堅實貧寠ノ間ニ數兒ヲ擁シテ克ク婦道ヲ竭ス家計益々窮迫ヲ告クルヤ纖手日々荷馬車ヲ挽キテ運送業ニ服シ子女ヲ撫育シテ渝ラス近時斯業ノ不利ヲ知リ自ラ小作田ヲ求メテ農ニ歸シ一意家運ノ隆昌ニ勤ムル等其德行奇特ニシテ洵ニ衆人ノ模範タリ（以下前同文）

米澤市表町　窪田　つる

資性溫良十九歲ニシテ婚家以來窮乏ノ家計ヲ一身ニ負擔シテ夙夜克ク長病ノ姑夫ヲ看護シ篤ク老舅ヲ勞ハル三者歿後幼稚園ノ保姆心得ト爲リ精勵其務ヲ竭スト共ニ一兒ノ養育ニ力ム其德行奇特ニシテ洵ニ衆人ノ模範タリ（以下前同文）

米澤市本五十騎町　淺間　さゑ

資性溫順齡十九ニシテ嫁シ克ク舅姑ニ事ヘ病夫ヲ扶ケテ家事ニ精勵ス偶々經濟界ノ不況ニ會ヒ家產傾キ病夫亦歿シテ老姑四年來身ノ自由ヲ失フヤ寢食ヲ忘レテ看護ニ努メ傍ラ子女ヲ撫育シテ貞節ヲ守ルコト三十有餘年其德行奇特ニシテ洵ニ衆人ノ模範タリ（以下前同文）

在外公館報告

◎天津金融狀況　本件ニ關スル本月十七日著天津駐在栗原總領事電報左ノ如シ（外務省）

舊曆年關ニ於ケル天津金融狀況左ノ如シ

天津各銀行ノ在銀高ハ約六千萬元內支那側銀行約三千四百萬元外國側銀行（日本側銀行ヲ含ム）約二千六百萬元ト推定セラル、處市中ノ金融ハ（イ）物價先安見込ミ（ロ）銀行側貸出警戒（ハ）爲替資金ノ需要起ラス等ノタメ緩漫狀態ヲ持續シ居リ一方貿易ハ輸出入共依然不振裡ニ在リシモ年關切拔ケニ大ナル波亂ナク主ナル銀行店舖ノ倒產者殆ントナキ模樣ナルカ其主ナル理由ハ時節柄一般ニ投機的商賣ヲ愼ミ諸事緊縮方針ヲ採リ居ルコト及爲替變動大ナラサルタメ其目安付キ易ク不測ノ損失尠キコト等ニ在ルカ如シ尙ホ最近外國人方面モ本邦製品ハ體裁宜ク廉價ナルタメ邦人小賣商店ニテ雜貨等ヲ購入スル者漸增ノ傾向アリ

◎青島市況　本件ニ關スル本月十五日著青島駐在總領事坂根準三電報左ノ如シ（外務省）

昭和八年度青島港ノ貿易額ハ輸入約三六、二二五七、〇八一金單位、輸出約四一、六〇七、七〇〇元、移入約三一、〇八〇、一八五元、移出六〇、八八五、一〇四元ニシテ昭和七年ニ比スレハ

輸入一一、四五六、七一五金單位減少

輸出一、三〇二、二四〇元增加

移入一〇、五二三、六五五元減少

移出九、六〇三、四五〇元減少

尙ホ本年一月中ノ輸入貨物總噸數ハ四一、三三〇噸ニシテ前年同期ニ比スレハ三、七六八噸ノ增加ヲ示シ居レリ

◎漢口市況　本件ニ關スル本月十七日著漢口駐在總領事淸水八百一電報左ノ如シ（外務省）

舊年末ニ於ケル漢口商況大要左ノ如シ

一、輸出品、輸出向不振ナル棉花ハ前月ヨリ引續キ湖南筋ノ買付ニ加ヘ地場紡績舊正月手當買物現レ相當市場賑ヒ居レルカ更ニ上海交易所相場昂騰シ現物棉花市場モ亦活況ヲ呈シツヽアリトノ報ニ當地上海筋一齊ニ買出動シ頗ル活況ヲ呈セリ又「モーパー」蔴及白蔴ノ輸移出相當旺盛ナルカ如ク生皮、生漆ハ出廻リ鈍ク豚毛ハ本邦表相場暴落ノタメ不引合ナリ

二、輸入品、漢口及武漢紡績製綿絲布ハ一月上半月中ハ相當活氣ヲ呈シタルモ下半月ニ至リ實需激減二月ニ入リテモ實需筋ノ買氣依然起ラサルモ一般ニ氣配春高見越シ人氣ニテ良好本邦輸入海產物、砂糖其他ハ一月以來荷動キ良好人氣引立ツニ至レリ

三、金融、數年來ノ不況ノ後ヲ受ケ市場疲弊セルタメ銀行及錢莊共極度ニ貸出ヲ警戒シタル結果錢莊ノ動搖ヲ見ス一月以來二、三ノ商店破產者ヲ除キ二月十日ニ無事銀行錢莊間及錢莊相互ニ十日ヨリ十二日迄ニ錢莊商店間ノ決濟ヲ了シタル由ナルカ市場ノ動搖ヲ防タメ中ニハ單ニ帳簿上ノ書替ヲ行ヒ新タニ貸出ノ形式ニ依リタルモノ相當アリシ由ナリ

觀象

◎全國氣象表（正午觀測）

（備考）氣溫ノ部－印ハ氷點下ノ度ヲ示シ降水量ハ當日午前六時ヨリ翌日午前六時迄ノ總量ナリ

二月十七日

地名	氣壓（粍）	風向	風速（米）	氣溫（攝氏）	天氣	降水量（粍）
臺北	764.5	東北東	6	22	快晴	—
那覇	766.4	北北東	3	17	快晴	—
鹿兒島	765.7	北西	4	11	曇	1
高知	763.5	北西	2	12	快晴	—
大分	765.0	北	3	11	快晴	—
多度津	764.7	西	4	8	晴	—
廣島	764.9	南南西	2	10	快晴	—
大阪	768.8	西南西	5	10	快晴	—
長崎	766.0	北	4	9	曇	1
福岡	765.8	北北西	5	8	曇	—
濱田	764.6	南西	6	7	曇	—
名古屋	763.0	北北西	6	11	快晴	—
橫濱	761.6	東南東	2	9	快晴	—
東京	761.6	靜穩	0	10	快晴	—
銚子	761.3	北北東	6	10	薄曇	—
長野	763.6	北東	2	0	快晴	—
前橋	760.7	北	6	11	晴	—
宇都宮	761.2	靜穩	1	9	快晴	—
福島	762.0	西北西	3	6	雨	—
福井	763.9	靜穩	1	4	雨	1
新潟	763.1	南南西	5	5	晴	—
秋田	762.2	北北西	3	4	晴	8
石巻	760.9	西北西	5	8	曇	—
盛岡	761.1	南南東	2	3	晴	1
青森	760.7	西北西	7	2	快晴	1
函館	760.6	西北西	9	2	快晴	—
札幌	760.8	北西	6	−1	曇	—
旭川	759.2	西南西	3	−1	雪	2
根室	757.6	北北東	3	−2	晴	—
大泊	757.0	靜穩	1	−7	雪	—
釜山	765.0	西北西	3	7	快晴	—
仁川	764.8	南南東	4	2	霧	—
元山	761.6	西南西	5	4	曇	3
城津	760.1	南南東	2	3	薄曇	—
新義州	761.5	南	5	2	薄曇	1
大連	760.1	南西	8	7	快晴	—
奉天	757.3	南南西	11	2	雪	—
新京	764.6	西南西	5	2	曇	1
天津	758.9	西北西	4	10	快晴	—
青島	762.0	南	5	7	快晴	—
上海	765.4	南南東	3	11	曇	2

同十八日

地名	氣壓（粍）	風向	風速（米）	氣溫（攝氏）	天氣	降水量（粍）
臺北	765.1	北	4	20	曇	—
那覇	763.5	南南西	8	21	曇	5
鹿兒島	761.1	西北西	5	15	雨	3
高知	757.0	靜穩	1	10	曇	—
大分	759.4	西	7	13	曇	—
多度津	757.0	西	7	10	曇	—
廣島	757.2	南西	4	12	晴	—
大阪	757.1	南西	8	9	曇	4
長崎	761.5	北西	18	12	曇	1
福岡	760.5	北西	9	11	晴	8
濱田	756.3	南西	14	11	晴	—

地名	氣壓（粍）	風向	風速（米）	氣溫（攝氏）	天氣	降水量（粍）
名古屋	757.2	北東	2	8	曇	1
橫濱	753.3	南南東	4	10	晴	—
東京	753.2	東南東	2	11	薄曇	—
銚子	753.5	西南西	4	10	薄曇	—
長野	753.8	靜穩	1	4	曇	2
前橋	754.4	靜穩	1	12	煙霧	—
宇都宮	752.7	東	2	11	快晴	—
福島	752.8	靜穩	1	8	晴	—
福井	756.0	南	2	7	曇	7
新潟	754.0	西	7	6	雨	14
秋田	758.6	靜穩	1	4	曇	13
石巻	752.5	南南西	2	6	曇	1
盛岡	753.4	南南東	5	1	雪	9
青森	751.4	西南西	9	3	雨	3
函館	750.3	東	6	0	雪	17
札幌	753.5	南南東	7	0	雪	2
旭川	754.1	靜穩	1	−4	曇	—
根室	758.2	南南東	10	−2	薄曇	3
大泊	758.4	東北東	10	−7	曇	—
釜山	759.3	北西	6	8	快晴	—
仁川	763.8	北西	15	−2	快晴	—
元山	759.6	西	9	−1	快晴	—
城津	757.0	北西	9	−1	快晴	—
新義州	767.7	北西	9	−6	快晴	—
大連	770.0	北	11	−4	快晴	—
奉天	768.6	北	5	−8	快晴	—
新京	766.6	西北西	4	−10	快晴	—
天津	772.3	北北西	3	4	快晴	—
青島	771.0	北北西	7	1	快晴	—
上海	769.5	北	6	9	快晴	—

◎東京氣象

二月十七日　天氣概況　曇後快晴

平均氣壓（海面ノ度）　七六一・九粍
平均水蒸氣張力　四・五粍
平均氣溫　五・七度　平年ヨリ一・八度高シ
平均雲量　三・一
最高氣溫　一一・九度
日照時間　八・二時
最低氣溫　〇・二度
平均風速度　二・一米
前五日間平均氣溫　四・四度　平年ヨリ〇・七度高シ
最大風速度　三・二米
最多風向　北北西
平均濕度　六三%
降水總量　—
一時間最大降水量　—
記事　—

同十八日　天氣概況　曇後快晴

平均氣壓（海面ノ度）　七五三・八粍
平均水蒸氣張力　四・七粍
平均氣溫　七・一度　平年ヨリ三・二度高シ
平均雲量　三・六
最高氣溫　一三・六度
日照時間　五・七時
最低氣溫　一・五度
平均風速度　二・八米
前五日間平均氣溫　五・二度　平年ヨリ一・三度高シ
最大風速度　六・四米
最多風向　北西
平均濕度　六六%
降水總量　—
一時間最大降水量　—
記事　—

（以上中央氣象臺）

土地收用公告

左ノ事業ハ土地收用法ニ依リ土地ヲ收用スルコトヲ得ルモノト認定ス

起業者　鐵道大臣

事業ノ種類　停車場改築

起業地　東京府南多摩郡日野町地內

右公告ス

昭和九年二月二十一日　內務大臣　男爵　山本達雄

廣告

◎軍隊教育用圖書檢閱濟翻刻物

昭和三年一月二十五日陸軍省發行
一步兵操典（縮製）

昭和三年十二月二十四日陸軍省發行
一體操敎範（縮製）

大正十三年八月二十六日陸軍省發行
一陣中要務令（縮製）

昭和二年五月九日陸軍省發行
一野戰築城敎範（縮製）

昭和四年三月二十九日陸軍省發行
一小銃、輕機關銃、拳銃射擊敎範（縮製）

昭和六年十二月十一日陸軍省發行
一騎兵操典（縮製）

昭和八年十二月五日翻刻發行者
東京市目黑區上目黑八丁目六百三十八番地　砂田　茂吉

右昭和九年二月十九日檢閱濟

昭和九年二月　陸軍省

◎恤兵金品

今回ノ滿洲事變ニ際シ明治三十七年陸軍省告示第四號ニ依リ受領シタル寄附金、寄附者住所氏名及寄贈品同價格竝ニ寄贈者住所氏名左ノ如シ

昭和九年二月　陸軍恤兵部

寄贈品ノ部（代表名ノモノハ內譯ヲ省略シ評價不明ノモノハ「—」ヲ以テ示ス）

受領月日	品種	數量	價格	現住所族籍官職位勳爵	氏名
朝鮮					
八年一二、二七	慰問袋	三、三七三個	一、六八六・五〇圓	慶尙北道大邱府上町二七帝國在鄕軍人會大邱聯合分會代表、分會長	大島　利
臺灣					
一二、一四	慰問袋	一、四八四	一、九三一・八〇	高雄市山下町三ノ四帝國在鄕軍人會高雄分會代表、分會長 同二ノ五愛國婦人會臺灣本部高雄州支部代表、支部長	淸水　義治 西澤　正子
東京府					
一二、一三	慰問袋	三三	—	東京市麴町區四番町一三	三輪田高等女學校
同	同	二六	—	同元園町二ノ四	麴町高等女學校
同	同	一〇	—	同中六番町	千代田高等女學校
同	同	二二	—	同下六番町四五	雙葉高等女學校
同	同	一	—	同神田區紺屋町今川尋常小學校內	大日本國防婦人會神田分會
同	同	三	—	同小石川區高田豐川町日本女子大學	附屬高等女學校
同	同	二	—	同淺草區北三筋町三五後藤房枝方	大日本國防婦人會淺草分會
同	同	三	—	同深川區平野町一ノ二山本津留方	同深川分會
同	同	一六	—	同世田谷區三宿在原第二尋常高等小學校內	同第二多聞分會
同	同	四	—	同區下高井戸松澤尋常高等小學校內	同松澤分會
同	同	四	—	同三軒茶屋大通リウカ堂加藤洋品店前大場信次方	同第四荏原分會
同	同	一	—	同世田谷驛南方青葉實踐女學校內	同若林分會
同	同	一	—	同品川區北品川四丁目東洋製菓會社事務所	同東洋製菓工場分會
一四	同	三	四・〇〇	同赤坂區青山一丁目レディス洋裁學院內有志代表	深澤　千惠子
同	同	一	—	同下谷區金杉上町九四	藤田　富子
同	同	一	—	同本所區石原町一ノ一九有志代表	關根　登久子
同	同	一	—	同一ノ二三有志代表	米滿　久子
同	同	一	一・〇〇	同區廐橋二ノ二有志代表	齋藤　圭介
同	同	一五	二〇・〇〇	同澁谷區幡ヶ谷原町八二一	守屋　勇
一五	雜誌大日	三〇〇部	—	同四谷區愛住町四七	井上　龜六
同	慰問袋	一個	一・〇〇	同本所區橫網一隣保館內豐國子供會代表	荒井　章
同	慰問文	三通	—	同本郷區湯島御茶ノ水東京女子高等師範學校高等科一年 同二年 同校	淸水　順子 上野　カツヱ 吉崎　久子
一六	慰問袋	一個	—	同四谷區傳馬町一ノ四一	齋藤　亭子
同	同	一七	二〇・〇〇	同澁谷區綠ヶ丘町青山學院內國家學會代表	宇賀神　正典

第2140号 本文

同 一七	同	二	一・〇〇	同日本橋區箱崎町四ノ二箱崎尋常小學校五ノ二	中根 久賓
同	同	三	三・〇〇	同下谷區入谷町下谷高等小學校	高二年一組
同	同	一	一・五〇	同區御徒町御徒町尋常小學校尋六ノ二有志代表	江口 博男
同 一八	同	一	—	同日本橋區本町二丁目株式會社藤澤友吉東京支店	山本 善吉
同	慰問狀 二、〇五一通 / 兒童作品 一點 / 慰問袋 四箇		—	同芝區赤羽町一赤羽尋常小學校	兒童
同	同	一〇	—	同小石川區高田老松町日本女子大學泉山寮代表	大岡 つた江
同	同	二	—	同區高田老松町三八	石藤 健一 / 石藤 守雄
同	同	一	—	同本所區向島須崎町小梅尋常小學校四女有志代表	金子 ナカ
同	同	三	—	同板橋區練馬南町五ノ六、七三二	藤平 靜子
同	かき餅 一箱 / 雜誌 一五冊 / アルバム 一箇		七・〇〇	同豐島區池袋一ノ三八	間宮 鶴之助
同	慰問袋	一箇	—	同五ノ一八〇山口方	鈴木 滿佐枝
同	同	三	三・〇〇	同淀橋區百人町二ノ一五九	武田 一男
同	木綿長著 一〇枚 / 木綿絹取交羽織 一七 / 子供羽織 五 / 帶 一五本 / 子供袖ナシ 二〇 / 毛絲シャツ 三枚 / 毛絲雜 一五點 / 子供足袋 一 / 足袋 一 / 木綿絹取交長著 二 / 子供著物 二七 / 長襦絆 三 / 大人袖ナシ 八枚 / 中形帶物 四本、一四、五 / ネル單物 八 / 前掛腰紐 一包 / 靴下 一		—	同中野區昭和通一ノ二六青原寺內曹洞婦人教會代表	岩崎 常子
同	慰問袋	二箇	—	同目黑區駒場町七七三	井川 濤枝
同	同	三	—	同品川區大井伊藤町六、一二三	白石 きん
同	慰問畫	二一枚	—	北多摩郡谷保村國立	國立學園小學校
同 一九	慰問袋	二箇	—	東京市京橋區八丁堀三ノ五ノ一	矢口 松子 / 矢口 竹子
同	同	一	—	同牛込區中町一	鈴木 敬文
同	同	二〇〇	八五・〇〇	同板橋區中新井町武藏野高等學校職員生徒代表	末永 正彦 / 井上 勝郎
同	同	五	五・〇〇	同澁谷區綠ヶ丘青山學院國家學會代表	吉田 泰三
同 二〇	同	六六九	一、〇〇三・五〇	同四谷區南伊賀町四一華族四谷區婦人會代表、會長侯爵	大久保 榮子
同	同	五六	五六・〇〇	同城東區大島町六ノ四二	及川 幸次郎
同 二一	同 六 / 慰問狀 一〇三通		—	同芝區赤羽町一	赤羽尋常小學校
同	慰問袋	三箇	—	同四谷區南伊賀町四一四谷區婦人會代表、會長	大久保 榮子
同	のし餅	五五枚	三〇・〇〇	同小石川區竹早町東京府女子師範學校附屬小學校幼稚園兒童幼兒保護者代表	古澤 きん / 大崎 宏
同	慰問狀	二、〇〇〇通	—	同本鄕區追分町駒本尋常小學校兒童代表、尋六男 / 同兒童代表、尋六女	緒方 雄 / 水澤 成江
同 二三	繪葉書 七、二〇〇枚 / 慰問文 二、九九三通 / 慰問畫 二、三〇〇枚 / 慰問袋 二、九四二箇		二、三五〇・〇〇	同麴町區丸ノ內丸ノ內ビルディング七七三滿洲產業建設學徒研究團長、至誠會會長	永田 秀次郎
同	同	一二	—	同京橋區月島通月島尋常高等小學校高一ノ五有志代表	堀江 すみ
同	慰問狀	六三五通	—	同下谷區金杉下町六八	東盛尋常小學校
同	慰問袋	二箇	四・〇〇	同區南稻荷町七九	池谷 博章 / 池谷 彰夫
同	同	一	—	同御徒町一ノ六五	岩崎 千次郎
同	同	四	八・〇〇	同淀橋區下落合一ノ四一五	工藤 篤子 / 工藤 敏子
同	同	二〇	五・〇〇	同杉並區杉並第五尋常小學校尋三ノ一有志代表	谷 敬
同	同	一〇	—	同澁谷區千駄ヶ谷四ノ六八八有志代表	小板橋 あや子
同 三	兒童成績品	六、六八六點	—	同芝區芝公園五號地ノ一日本赤十字社	

內譯 南櫻少年赤十字團、浦島少年赤十字團、精華少年赤十字團、長浦少年赤十字團、片浦少年赤十字團、牛原少年赤十字團、國府津少年赤十字團、鎌倉少年赤十字團、時津少年赤十字團、川越少年赤十字團、川越第一少年赤十字團、浦和少年赤十字團、埼玉師範附屬少年赤十字團、神根少年赤十字團、川口少年赤十字團、皆野少年赤十字團、松山第二少年赤十字團、小川少年赤十字團、橫芝少年赤十字團、豐田少年赤十字團、田原少年赤十字團、佐久間少年赤十字團、平端少年赤十字團、伏見少年赤十字團、矢田少年赤十字團、柳生少年赤十字團、織田少年赤十字團、唐古少年赤十字團、唐院少年赤十字團、結崎少年赤十字團、都少年赤十字團、神戶少年赤十字團、白塚少年赤十字團、濟美少年赤十字團、七取少年赤十字團、笠田少年赤十字團、羽津少年赤十字團、河原田少年赤十字團、三重少年赤十字團、明星少年赤十字團、祖父江少年赤十字團、七寶少年赤十字團、大津少年赤十字團、草津少年赤十字團、守山少年赤十字團、三雲少年赤十字團、伴谷少年赤十字團、朝日野少年赤十字團、山上少年赤十字團、秦川西少年赤十字團、長濱少年赤十字團、高時少年赤十字團、脇ヶ畑少年赤十字團、西郡少年赤十字團、選喬少年赤十字團

同	慰問袋	四一箇	—	同小石川區茗荷谷拓殖大學至誠會國防研究會代表	岡 功
同	同	三	—	同下谷區西黑門町黑門尋常小學校尋六ノ女代表	中西 みね / 知野根 綾子
同	同 三二 / 慰問畫 一九枚		—	同區金杉下町六八東盛尋常小學校尋六ノ四代表	梶山 喜佐子 / 村山 ふみ / 松葉 明子

同 二六	慰問袋	一箇	—	同深川區和倉町明治第二尋常小學校尋五野村組有志代表	大木 クラ子
同	同	一四	一四・〇〇	同江戶川區西宇喜田町第三葛西小學校女子青年團第三葛西分團代表	高津 美代子 / 中川 美智子
同	同	三〇	—	同瀧野川區田端町一六四あけぼの會代表	野澤 修二
同 二七	同	一	—	同本所區東駒形町一ノ三四	小松 連
同	同	一	—	同區厩橋一ノ二〇有志代表	山邊 誠二
同	繪葉書 八〇〇枚 / 雜誌 二四冊 / ドロップ 一〇〇罐		二〇・〇〇	同向島區寺島町二ノ一〇六	高木 政吉
同	雜誌さくら	五〇〇部	七五・〇〇	同豐島區雜司ヶ谷一ノ五九	「さくら」發行所
同	慰問袋	九箇	一〇・〇〇	同板橋區中新井町一丁目武藏高等學校尋常科四ノA有志代表	折下 吉弘
同	同	一	—	同杉並區高圓寺一ノ一〇杉並實科女學校	有志
同	同	一	—	同澁谷區代々木初臺町四八四、三原藥局方	上杉 茂
同	同	一	—	同品川區西品川三ノ八一三	狩野 春美
同 二八	同	四六	—	同四谷區南伊賀町四一四谷區婦人會代表	大久保 榮子
同	同	五	六・〇〇	同小石川區原町一二	中野 あや子
同	同	七	—	同目黑區衾町八雲尋常高等小學校	尋五女有志
同	同	一	—	同區大岡山大岡山尋常小學校尋五ノ三女	丸西 匡子
同	繪葉書	八五枚	—	同中野區天神町二八	平井 明
同 二九	慰問袋	一八箇	—	同日本橋區坂本町日本橋女子高等小學校二ノ二有志代表	谷川 靜子
同	同	一	一・〇〇	同芝區白金猿町六一	清水 東

京都府

一二、一三	慰問狀	二、五〇三通	—	天田郡福知山町惇明尋常高等小學校外郡內十八箇校兒童代表、校長	本庄 彝

神奈川縣

一二、一三	慰問袋	一五箇	—	川崎市公會堂大日本國防婦人會川崎分會總務	林 喜代子
同 一八	雜誌	五冊	—	横濱市西前町四丁目	姓名不詳
同	慰問袋	一箇	—	足柄上郡松田町松田尋常高等小學校高一女有志代表	吉岡 フミ子

兵庫縣

一二、一四	繪葉書	八五〇枚	八・五〇	神戶市灘區德井字土山市立第三神港商業學校代表、校長	磯田 四郎
同 一五	同	一、〇〇〇	一〇・〇〇	同市二葉尋常小學校有志代表、校長	松山 久太郎
同	同	五〇〇	一〇・〇〇	同西鄕尋常小學校有志代表、校長	赤井 勝次郎
同	同	五〇〇	—	多紀郡城北村城北尋常高等小學校有志代表、校長	吉見 定雄
同	同	一〇〇	一・〇〇	武庫郡御影町御影第一尋常高等小學校有志代表、校長	生嶋 芳三郎
同 一八	同 二〇〇 / 葉書 六〇〇		—	多紀郡大山村大山尋常高等小學校代表	近成 市太郎
同 二七	繪葉書	五二〇	五・二〇	同福住村福住尋常高等小學校兒童代表、校長	片木 龜次郎
同	同	二七〇	二・七〇	同南河內村南河內尋常高等小學校職員兒童代表、校長	石田 重太郎

羣馬縣

一二、一〇	菓子	一〇罐	二五・〇〇	碓氷郡磯部村磯部鑛泉地	武田 鐵太郎

千葉縣

一二、一四	慰問文 一二九通 / 慰問袋 一三〇箇		六五・〇〇	千葉市	帝國在鄕軍人會千葉支部
同 三	同	六	三・〇〇	東葛飾郡八榮村八榮第二尋常小學校	兒童

愛知縣

一二、一三	慰問袋	一、〇〇〇	八五〇・〇〇	名古屋市西區本重町四ノ一六	伊藤 ゐそ
同	同	一、〇〇〇	八〇〇・〇〇	同中區下茶屋町東別院內眞宗大谷派婦人法話會名古屋支部代表	三邊 良久子
同 一七	同	一、〇〇〇	八〇〇・〇〇	同町一大谷派尾張布敎團代表	廣瀨 大船
同	同	一、二〇〇	八二〇・〇〇	中島郡萩原町高木東本願寺婦人會代表	稻垣 のぶ

長野縣

一二、一八	眞綿 一包 / 茶 一袋		—	長野市善光寺公園內城山	饒村 紅雲

富山縣

一二、一八	慰問袋	一箇	—	西礪波郡若林村西中	中西 よし子

廣島縣

一二、一四	慰問袋	一、四一四箇	五九〇・四〇	福山市帝國在鄕軍人會福山支部代表、支部長	粂久 幸一
同 三	同	二七九	—	廣島市市役所內	廣島生活改善會 / 社會事業婦人會
同	同	五五二	—	同市偕行社	陸海軍將校婦人會廣島支部
同	同	三三五 / 六	—	同河原町	神崎婦人會
同	同	一	—	同八七	片山 政友
同	同	一	—	同	平戶 豐吉
同	同	三七六	—	同廣瀨町	廣瀨町婦人會
同	同	二〇八	—	同廣瀨町天滿尋常高等小學校	母の會
同	同	一	—	同	藤原 輝子
同	同	一一八	—	同千田町	千田町婦人會
同	同	三八	—	同三丁目	基督敎婦人矯風會
同	同	一〇五	—	同町山中高等女學校	橘香會
同	同	三五八	—	同三篠町	三篠町婦人會
同	同	三四二	—	同	大芝婦人會
同	同	三一九	—	同觀音町	觀音町母の會
同	同	四〇	—	同市立高等女學校	同窓會
同	同	二七二	—	同草津町	帝國在鄕軍人會草津分會
同	同	四三	—	同	草津婦人會
同	同	四六一	—	同袋町	袋町母の會
同	同	二四四	—	同袋町尋常高等小學校	母の會
同	同	一、五九九	—	同白島町	白島婦人會
同	同	六二	—	同	廣島女學院高等女學部
同	同	六六 / 三四	—	同古田町	古田町主婦會
同	同	五〇二	—	同皆實町	皆實町婦人會

第2140号　本文

第2140号 本文

高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
各社債拂込額　全額
右昭和九年一月二十日登記

●合資會社勝田商店解散並ニ清算人選任
一總社員ノ同意ニ依リ昭和九年一月二十日解散ス
清算人　勝田乙五郎　鈴鹿郡牧田村大字甲斐六十三番屋敷
同　勝田彌作　同上同番屋敷
右昭和九年一月二十四日登記　安濃津區裁判所龜山出張所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
一第百四十二回社債總額三十三万六千圓
各社債ノ金額一百圓五百圓一千圓一万圓
社債ノ利率年四分二厘
社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲ爲スモノトス
各社債ニ付拂込タル金額全額
昭和九年一月二十日登記

●商號新設
一商號　九二商店
一營業ノ種類　洋服和洋雜貨ノ製造販賣
一營業所　一志郡久居町大字本町千三百九十九番地
一商號使用者ノ氏名住所　倉田清兵衞　一志郡久居町大字本町千三百九十九番地
昭和九年一月二十二日登記

●久居劇場株式會社變更
一監査役杉田鹿次郎近藤勇ハ昭和九年一月十六日重任ス
昭和九年一月二十三日登記　安濃津區裁判所久居出張所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
第百四十二回社債總額三十三万六千圓
各社債ノ金額百圓五百圓千圓一万圓
社債ノ利率年四分二厘
社債償還ノ方法及期限昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
各社債ニ付拂込ミタル金額全額拂込濟
昭和九年一月二十日登記　松阪區裁判所

●伊勢殖産株式會社變更
一取締役小津茂右衛門若林太郎一堀木齋右衛門笠原瀧三郎ハ昭和九年一月二十一日重任ス
昭和九年一月二十三日登記　松阪區裁判所

●合資會社設立
一商號　合資會社小倉商店
一本店　飯南郡森村大字森千五百九十番地ノ一
一目的　木炭製造米麥雜貨其ノ他付隨ノ賣買
一設立年月日　昭和九年一月十五日
一社員ノ氏名住所及ヒ出資ノ種類價格及ヒ責任
勞務及ヒ信用　無限　小倉梅次郎　飯南郡森村大字森千五百九十番地ノ一
金千三百圓　有限　小倉きゑ　同所同番地
金五百圓　有限　高橋嘉右ェ門　同郡松尾村大字丹生寺百十九番地
金五百圓　有限　辰巳安治郎　奈良縣高市郡八木町大字八木二百十三番地
金七百圓　有限　辰巳清逸郎　同所百九十九番地
一代表社員ノ氏名　小倉梅次郎
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
昭和九年一月十八日登記　松阪區裁判所川俣出張所

●帝國興業信用株式會社變更
一取締役山村勉ハ昭和九年一月十五日辭任セリ
一昭和九年一月十九日各株拂込額ヲ金二十圓ト變更ス

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
一第百四十二回社債總額　三十三万六千圓
各社債ノ金額　一百圓五百圓一千圓一万圓
社債ノ利率　年四分二厘
社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
各社債ニ付拂込タル金額　全額拂込濟
昭和九年一月二十日登記

●合名會社設立
一商號　合名會社平木商店
一本店　三重縣阿山郡上野町大字上野字中町三千二十五番地
一目的　自轉車及部分品ノ販賣竝ニ之ニ附隨スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和九年一月二十二日
一代表社員ノ氏名　西村恒次郎
一社員ノ氏名住所出資ノ種類及ヒ價格
賣掛代金ニ對スル債權金一万九千圓　營業用什器此價格金一千圓　平木よゑ　三重縣阿山郡上野町大字上野字中町三千二十五番地
商品但自轉車及部分品此價格金三千圓　金七千圓　西村恒次郎　三重縣阿山郡上野町大字上野字小玉町三千九十五番地
一存立時期　設立ノ日ヨリ滿五十箇年
一解散ノ事由　存立時期ノ滿了又ハ總社員ノ同意
右昭和九年一月二十四日登記　上野區裁判所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
第百四十二回社債總額三十三万六千圓也
各社債ノ金額一百圓五百圓一千圓一万圓
社債ノ利率年四分二厘
社債償還ノ方法及期限昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス　各社債ニ付拂込タル金額全額拂込濟
昭和九年一月二十二日登記　上野區裁判所名張出張所

●合名會社下里製藥所變更
一昭和九年一月二十日下里錠次ハ出資持分ノ內金二百五十圓ヲ下里與一郎ハ同七百五十圓ヲ久志本成一ニ讓渡シ持分ヲ左記ノ通リ變更ス
一金二千圓　下里錠次
一金五千圓　下里與一郎
一同日右讓受ケ左記ノ通リ入社ス
金千圓　久志本成一　京都市左京區岡崎德成町二十七番地

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
第百四十二回社債　金三十三万六千圓
各社債ノ金額　百圓五百圓千圓一万圓
社債ノ利率　年四分二厘
社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回三月九月抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
各社債ニ付拂込タル金額　全額拂込濟
昭和九年一月二十二日登記

●合資會社設立
一商號　合資會社泗水製陶所
一本店　四日市市川原町六百六十九番地
一目的　建築用陶磁器製造販賣竝ニ之ニ附帶ス事業
一設立ノ年月日　昭和九年一月二十日
一存立時期　滿十五箇年
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金五千圓　無限　原三五　三重郡菰野町大字菰野千四百九十八番地
金一千圓　有限　伊藤英一　四日市市川原町百八十八番屋敷
金三千圓　有限　伊藤嘉太郎　四日市市川原町百八十八番屋敷
金一千圓　有限　辻正道　三重郡菰野町大字菰野千六十三番地
昭和九年一月二十三日登記

●合資會社設立
一商號　合資會社伊勢鑄工所
一本店　四日市市大字末永三百十七番地
一目的　鑄造及ヒ鐵工業之ニ附隨スル一切ノ業務
一設立ノ年月日　昭和九年一月十二日
一存立ノ時期　會社設立ノ日ヨリ二十箇年內
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務　無限　山本長太郎　四日市市大字末永三百十七番地
勞務　無限　山本てつ　同所同番地
金五千圓　有限　中西佐一郎　大阪市北區野日町二十七番地
金五千圓　有限　中西一道　同所同番地
昭和九年一月二十五日登記

●三津製絲株式會社變更
一監査役川瀨次郎ハ昭和九年一月二十六日重任ス
昭和九年一月二十六日登記　四日市區裁判所

●富田倉庫株式會社變更
一取締役加藤榮藏伊藤政八大野爲治郎ハ昭和九年一月十八日重任シ同日左記ノ者取締役ニ新任ス
伊藤吉之助　三重郡富田町大字東富田千九十番地

●三重製飴合資會社變更
一無限責任社員渡邊德之助ハ昭和九年一月二十六日更ニ金二万圓ヲ出資シ出資額ヲ金三万一千四百圓ト變更ス
昭和九年一月二十六日登記　四日市區裁判所富洲原出張所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
第百四十二回社債
一社債總額　金三十三万六千圓也
一各社債ノ金額　一百圓五百圓一千圓一万圓
一社債ノ利率　年四分二厘
一社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
一各社債ニ付拂込タル金額　全額拂込濟
昭和九年一月二十二日登記　四日市區裁判所楚原出張所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
一第百四十二回社債總額　金三十三万六千圓也
一各社債ノ金額　一百圓五百圓一千圓一万圓
一社債ノ利率　年四分二厘
一社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
一各社債ニ付拂込タル金額　全額拂込濟
昭和九年一月二十日登記　四日市區裁判所桑名出張所

●神都製紙株式會社變更
昭和九年一月十二日取締役里和助次郎ハ死亡シタリ
昭和九年一月十九日登記

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
第百四十二回社債
一社債總額　金三十三万六千圓
一各社債ノ金額　一百圓五百圓一千圓一万圓
一社債ノ利率　年四分二厘
一社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
一各社債ニ付拂込タル金額　全額拂込濟
昭和九年一月二十日登記　山田區裁判所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
第百四十二回社債總額　金三十三万六千圓也
各社債ノ金額　一百圓五百圓一千圓一万圓
社債ノ利率　年四分二厘
社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
各社債ニ付拂込タル金額　全額
右昭和九年一月二十日登記　山田區裁判所鳥羽出張所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
一第百四十二回社債
一社債總額　金三十三万六千圓
一各社債金額　一百圓五百圓一千圓一万圓
一社債利率　年四分二厘
一社債償還方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
一各社債拂込金額　全額拂込濟
昭和九年一月二十二日登記　木本區裁判所

●株式會社三重縣農工銀行社債(支店)
一第百四十二回社債
一社債總額　金三十三万六千圓
一各社債ノ金額　一百圓五百圓一千圓一万圓
一社債ノ利率　年四分二厘
一社債償還ノ方法及期限　昭和十一年九月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(三月九月)抽籤ヲナシ毎回元金一万圓以上ヲ其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但本資金ニヨル貸付金返濟高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還シ又本債券ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ全部又ハ一部ノ返濟アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返濟額相當額ノ償還ヲナスモノトス
一各社債ニ付拂込タル金額　全額拂込濟
昭和九年一月二十二日登記　木本區裁判所尾鷲出張所

●株式會社大垣共立銀行變更(支店)
一監査役森川準之助ハ昭和九年一月二十五日退任シ同西脇哲次松原純一砂澤熊三ハ同日重任ス
昭和九年一月二十七日登記

●合名會社設立
一商號　合名會社岩井與三五郎商店
一本店　稻葉郡更木村小佐野二百三十六番地
一目的　織物一切ノ販賣及之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和九年一月二十日
一社員ノ氏名住所及出資
金四万七千六百圓　岩井與三五郎　稻葉郡更木村小佐野二百三十六番地
金八百圓　岩井榮松　同所同番地
金八百圓　岩井金男　同所同番地
金八百圓　岩井ふじゑ　同所同番地
會社代表社員　岩井榮松
一存立時期　定メス
昭和九年一月二十六日登記　岐阜區裁判所那加出張所

●合資會社山内兄弟商會清算結了
一昭和九年一月二十日清算結了ス
昭和九年一月二十七日登記　岐阜區裁判所笠松出張所

●株式會社大垣共立銀行變更(支店)
一監査役全員任期滿了ニ付西脇哲次松原純一砂澤熊三ハ昭和九年一月二十五日重任ス
昭和九年一月二十七日登記　岐阜區裁判所竹ケ鼻出張所

●株式會社大垣共立銀行變更(支店)
一監査役森川準之助ハ昭和九年一月二十五日退任シ西脇哲次松原純一砂澤熊三ハ同日重任ス
昭和九年一月二十七日登記

●合資會社櫻コンクリート商會變更
一無限責任社員横井鐵次ハ昭和九年一月二十六日其持分全部ヲ譲渡退社シ左記ノ者之ヲ讓受ケ同日入社ス
鐵筋混凝土管二十七本外二十七點此價格三千五百圓　無限　川田右文　名古屋市東區振甫町三丁目五十四番地ノ一
昭和九年一月二十六日登記　岐阜區裁判所北方出張所

●横越山林合資會社變更
一有限責任社員服部俊之ハ昭和九年一月十三日死亡ニ因リ其ノ持分全部ヲ左記家督相續人承繼入社ス
服部俊雄　武儀郡藍見村横越六百八十七番地

●株式會社美濃銀行變更
一監査役一名缺ニ付昭和九年一月二十五日左記ノ者就任ス
長村佐盛　武儀郡美濃町千三百九十番地ノ一
昭和九年一月二十六日登記

●美濃商事株式會社移轉
一昭和九年一月二十一日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
武儀郡美濃町二千二百四十七番地
昭和九年一月二十七日登記　岐阜區裁判所美濃出張所

●株式會社大垣共立銀行變更
一監査役全員任期滿了ニ付昭和九年一月二十五日左記ノ者監査役ニ就任ス
西脇哲次　養老郡廣幡村西岩道三十八番戸
松原純一　揖斐郡本鄉村萩原五百六十一番地
砂澤熊三　仙臺市越路二十番地ノ二十三
昭和九年一月二十六日登記　大垣區裁判所

●株式會社大垣共立銀行變更(支店)
一監査役森川準之助ハ昭和九年一月二十五日退任シ同西脇哲次松原純一砂澤熊三ハ同日重任ス
昭和九年一月二十七日登記　大垣區裁判所神戶出張所

●株式會社大垣共立銀行變更(支店)
一監査役森川準之助ハ昭和九年一月二十五日退任シ同西脇哲次松原純一砂澤熊三ハ同日重任ス
昭和九年一月二十七日登記　大垣區裁判所揖斐出張所

●株式會社大垣共立銀行變更(支店)
一監査役森川準之助ハ昭和九年一月二十五日退任シ西脇哲次郎松原純一砂澤熊三ハ同日重任ス
昭和九年一月二十七日登記　大垣區裁判所高田出張所

●株式會社八百津銀行變更(支店)
一取締役佐藤勇左衛門ハ昭和九年一月二十二日辭任ス
昭和九年一月二十六日登記　御嵩區裁判所

●株式會社大垣共立銀行變更(支店)
一監査役西脇哲次松原純一砂澤熊三ハ昭和九年一月二十五日重任ス
昭和九年一月二十七日登記　御嵩區裁判所太田出張所

●株式會社八百津銀行變更(支店)
一取締役佐藤勇左衛門ハ昭和九年一月二十二日辭任ス
昭和九年一月二十六日登記　御嵩區裁判所西白川出張所

●惠那保險代辨株式會社變更
一監査役全員任期滿了ニ付中村六右衛門ハ昭和九年一月二十六日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
渡邊　有　惠那郡中津町中津川千七百九番地ノ四
辻井民之助　同所五百八十四番地ノ四
昭和九年一月二十七日登記　御嵩區裁判所中津出張所

●株式會社明治銀行變更(支店)
一監査役齋藤雄二ハ昭和九年一月二十三日重任ス
昭和九年一月二十七日登記　御嵩區裁判所大井出張所

●株式會社福井銀行(變更)本店
取締役森田三郎右衛門瀧波欽也松原五十三監査役齋藤由太郎ハ任期滿了ノ處昭和九年一月二十日各重任ス
右昭和九年一月二十四日登記　福井區裁判所

●株式會社森田倉庫部變更　取締役一名缺員ニ付昭和九年一月二十日左記者就任セリ　森田一郎
福井縣坂井郡三國町中元甲十八番地
右昭和九年一月二十五日登記　福井區裁判所三國出張所

●合資會社岩倉商店變更
一昭和九年一月十五日有限責任社員岩倉長太夫ハ出資全部ヲ無限責任社員岩倉榮松ニ讓渡シタルニ付出資價格及責任ヲ左ノ通リ變更ス
一金一百圓　無限　岩倉榮松
一勞務　無限　岩倉長太夫
昭和九年一月二十五日登記

●武生魚市株式會社變更
一取締役全員任期滿了ノ處昭和九年一月二十日河合彌一郎青山市之助池上芳三河合彌高會社代表取締役河合彌一郎各重任左記ノ者新ニ就任セリ
小野谷喜太郎　南條郡武生町蓬萊十一番地
昭和九年一月二十六日登記　武生區裁判所

●山叉機業株式會社變更　一監査役任期滿了ニ因リ昭和九年一月十八日左ノ者各重任ス　大野保平　高廣政之助　山田榮太郎
右昭和九年一月二十六日登記　小松區裁判所大聖寺出張所

●株式會社新家銀行變更
一監査役橋本萬造新井長作ハ昭和九年一月二十三日重任ス
右昭和九年一月二十四日登記

●合資會社上田漆器店清算結了
一昭和九年一月二十一日清算結了ス
右昭和九年一月二十五日登記　小松區裁判所山中出張所

●日本製藥株式會社變更
一監査役松本鐵次郎堀井林太郎平田市治ハ昭和九年一月十五日重任ス

●合資會社江尻商店解散
一總社員ノ同意ニ因リ昭和九年一月二十五日解散ス
昭和九年一月二十七日登記　富山區裁判所東岩瀨出張所

●株式會社滑川銀行變更
一監査役小柴清次郎齋藤茂次郎ハ昭和九年一月二十一日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
城戸慶二　中新川郡滑川町瀨羽町千八百六十二番地
一同日左記ノ者取締役ニ就任ス
香川保忠　中新川郡西加積村下梅澤千三百八十六番地
右昭和九年一月二十六日登記　魚津區裁判所滑川出張所

●株式會社中越銀行變更(支店)
一取締役根尾宗四郎岡本八平安念次左衛門菊野吉右衛門神田七次郎ハ昭和九年一月二十一日重任ス
一監査役宇野次四郎山本伊作ハ同日重任ス
右昭和九年一月二十六日登記　高岡區裁判所小杉出張所

●株式會社中越銀行變更(支店)
一取締役根尾宗四郎岡本八平安念次左衛門菊野吉右衛門神田七次郎ハ昭和九年一月二十一日重任ス
一監査役宇野次四郎山本伊作ハ同日重任ス
右昭和九年一月二十五日登記　出町區裁判所城端出張所

●株式會社中越銀行變更(支店)
一取締役根尾宗四郎岡本八平安念次左ヱ門菊野喜右ヱ門神田七次郎監査役宇野次四郎山本伊作ハ昭和九年一月二十一日各重任ス
右昭和九年一月二十三日登記　出町區裁判所福野出張所

●株式會社中越銀行變更(支店)
取締役根尾宗四郎岡本八平安念次左衛門菊野吉右衛門神田七次郎監査役宇野次四郎山本伊作ハ昭和九年一月二十一日各重任ス
右昭和九年一月二十五日登記　出町區裁判所中田出張所

●株式會社中越銀行變更(支店)
取締役根尾宗四郎岡本八平安念次左衛門菊野吉右衛門神田七次郎監査役宇野次四郎山本伊作ハ昭和九年一月二十一日各重任ス
右昭和九年一月二十五日登記　出町區裁判所石動出張所

●株式會社中越銀行變更(支店)
一取締役根尾宗四郎岡本八平安念次左衛門菊野吉右衛門神田七次郎ハ昭和九年一月二十一日各重任ス
一監査役宇野次四郎山本伊作ハ同日重任ス
右昭和九年一月二十六日登記　出町區裁判所福光出張所

●株式會社藝備銀行變更(支店)
昭和八年十二月一日廣島市三篠町楠木七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一
同年同月同日同市草津町草津五百八十八番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市草津本町五百八十八番地
昭和九年一月二十二日廣島縣賀茂郡竹原町四千二百四十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島縣賀茂郡竹原町千五百二十九番地ノ六
同年同月同日廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島市横川町二丁目六百二十八番地ノ八
昭和八年四月一日廣島縣比婆郡比和村字比和七百七十六番地ノ五ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島縣比婆郡比和町字比和七百七十六番地ノ五
昭和八年十二月一日取締役柳父昌一ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市雜魚場町百二十一番地ノ二
同年同月同日取締役伊藤豐ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市庚午町五百三十番地ノ十八
同年同月同日監査役三上富五郎ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市平野町七百三十八番地ノ五
昭和九年一月二十六日登記　廣島區裁判所祇園出張所

●合資會社吉田次郎吉商店變更
昭和九年一月十三日社員吉田次郎吉ハ其出資持分全部ヲ社員吉田勇及和田享ヘ讓渡シテ退社シタリ
讓受ケタル社員吉田勇ハ出資持分ヲ左ノ通リ變更ス
一金一万四千圓　吉田勇
讓受ケタル和田享ハ左ノ出資責任ヲ以テ入社シタリ
一金二千圓　有限　和田享　佐伯郡平良村下平良九百七十六番地ノ四

●合資會社吉田次郎吉商店變更
昭和九年一月二十五日無限責任社員吉田昇ハ左ノ通リ改名シタリ
吉田次郎吉
昭和九年一月二十五日登記　廣島區裁判所廿日市出張所

●株式會社藝備銀行變更(支店)
一昭和八年十二月一日廣島市三篠町楠木七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一
一同年同月同日同市草津町草津五百八十八番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市草津本町五百八十八番地
一昭和九年一月二十二日廣島縣賀茂郡竹原町四千二百四十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島縣賀茂郡竹原町千五百二十九番地ノ六
一同年同月同日廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島市横川町二丁目六百二十八番地ノ八
一昭和八年四月一日廣島縣比婆郡比和村字比和七百七十六番地ノ五ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島縣比婆郡比和町字比和七百七十六番地ノ五
一昭和八年十二月一日取締役柳父昌一ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市雜魚場町百二十一番地ノ二
一同年同月同日取締役伊藤豐ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市庚午町五百三十番地ノ十八
一同年同月同日監査役三上富五郎ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市平野町七百三十八番地ノ五
昭和九年一月二十六日登記　廣島區裁判所玖波出張所

●株式會社藝備銀行變更(支店)
昭和八年十二月一日廣島市三篠町楠木七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス　廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一　同日廣島市草津町草津五百八十八番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス　廣島市草津本町五百八十八番地　昭和九年一月二十二日廣島縣賀茂郡竹原町四千二百四十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ　廣島縣賀茂郡竹原町千五百二十九番地ノ六　同日廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ　廣島市横川町二丁目六百二十八番地ノ八　昭和八年四月一日廣島縣比婆郡比和村字比和七百七十六番地ノ五ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス　廣島縣比婆郡比和町字比和七百七十六番地ノ五　取締役柳父昌一ノ住所ヲ昭和八年十二月一日廣島市雜魚場町百二十一番地ノ二ト變更ス　取締役伊藤豐ノ住所ヲ同日廣島市庚午町五百三十番地ノ十八ト變更ス監査役三上富五郎ノ住所ヲ同日廣島市平野町七百三十八番地ノ五ト變更ス
昭和九年一月二十六日登記　吳區裁判所廣出張所

●株式會社藝備銀行變更及ヒ支店移轉(支店)
一昭和八年十二月一日廣島市三篠町楠木七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一
一同年同月同日同市草津町草津五百八十八番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市草津本町五百八十八番地
一昭和九年一月二十二日廣島縣賀茂郡竹原町四千二百四十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島縣賀茂郡竹原町千五百二十九番地ノ六
一同年同月同日廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島市横川町二丁目六百二十八番地ノ八
一昭和八年四月一日廣島縣比婆郡比和村字比和七百七十六番地ノ五ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島縣比婆郡比和町字比和七百七十六番地ノ五
一昭和八年十二月一日取締役柳父昌一ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市雜魚場町百二十一番地ノ二
一同年同月同日取締役伊藤豐ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市庚午町五百三十番地ノ十八
一同年同月同日監査役三上富五郎ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市平野町七百三十八番地ノ五
右昭和九年一月二十六日登記　竹原區裁判所木ノ江出張所

●株式會社敷島商會資本增加
增加資本ノ總額金三万五千圓　資本增加決議年月日昭和八年十一月十九日　各新株ニ付拂込ミタル株金額金十二圓五十錢
昭和九年一月二十六日登記　尾道區裁判所

●株式會社藝備銀行支店移轉變更(支店)
一昭和八年十二月一日廣島市三篠町楠木七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一
一同年同月同日廣島市草津町草津五百八十八番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市草津本町五百八十八番地
一昭和九年一月二十二日廣島縣賀茂郡竹原町四千二百四十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島縣賀茂郡竹原町千五百二十九番地ノ六
一同年同月同日廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島市横川町二丁目六百二十八番地ノ八
一昭和八年四月一日廣島縣比婆郡比和村字比和七百七十六番地ノ五ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島縣比婆郡比和町字比和七百七十六番地ノ五
一昭和八年十二月一日取締役柳父昌一ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市雜魚場町百二十一番地ノ二
一同年同月同日取締役伊藤豐ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市庚午町五百三十番地ノ十八
一同年同月同日監査役三上富五郎ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市平野町七百三十八番地ノ五
昭和九年一月二十六日登記　尾道區裁判所松永出張所

●株式會社藝備銀行變更及支店移轉(支店)
昭和八年十二月一日廣島三篠町楠木七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一
同年同月同日同市草津町草津五百八十八番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市草津本町五百八十八番地
昭和九年一月二十二日廣島縣賀茂郡竹原町四千二百四十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島縣賀茂郡竹原町千五百二十九番地ノ六
同年同月同日廣島市横川町三丁目七百七十番地ノ一ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
廣島市横川町二丁目六百二十八番地ノ八
昭和八年四月一日廣島縣比婆郡比和村字比和七百七十六番地ノ五ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
廣島縣比婆郡比和町字比和七百七十六番地ノ五
昭和八年十二月一日取締役柳父昌一ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市雜魚場町百二十一番地ノ二
同年同月同日取締役伊藤豐ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市庚午町五百三十番地ノ十八
同年同月同日監査役三上富五郎ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
廣島市平野町七百三十八番地ノ五
昭和九年一月二十六日登記

●福山瓦斯株式會社變更
取締役會社ヲ代表スヘキ取締役大平要太郎監査役村上五郎吉ハ昭和九年一月二十四日再選重任ス
昭和九年一月二十七日登記　福山區裁判所

●合資會社田村屋洋品店解散及清算人選任
一總社員ノ同意ニ因リ昭和九年一月二十日解散ス
一清算人ノ氏名住所　熊毛郡淺江村横町第千九百三十七番地　田村義人
右昭和九年一月二十六日登記　山口區裁判所

●株式會社華浦銀行變更(支店)
取締役田中幸治監査役志波鷹治ハ辭任監査役森川房太郎福田清一ハ任期滿了ニ付補缺選擧竝ニ改選ノ結果左ノ者新任監査役森川房太郎福田清一再選昭和九年一月二十一日各就任ス
監査役(新任)　佐野政清　兵庫縣武庫郡精道村蘆屋字山角千九十五番地
右昭和九年一月二十六日登記　德山區裁判所

●株式會社華浦銀行變更(支店)
一取締役田中幸治監査役志波鷹治ハ昭和九年一月二十一日辭任
一監査役森川房太郎福田清一ハ同日重任シ左ノ者同日監査役ニ就任ス
佐野政清　兵庫縣武庫郡精道村蘆屋字山角千九十五番地
右昭和九年一月二十六日登記　德山區裁判所平生出張所

●株式會社華浦銀行變更(支店)
一昭和九年一月二十一日株主總會ニ於テ取締役田中幸治監査役志波鷹治辭任監査役ノ補缺ニ左ノ者當選シ同日就任ス
監査役　佐野政清　兵庫縣武庫郡精道村蘆屋字山角千九十五番地
監査役森川房太郎福田清一任期滿了ニ付改選ノ結果再選セラレ昭和九年一月二十一日重任ス
右昭和九年一月二十六日登記　萩區裁判所德佐出張所

●合資會社設立
一商號　合資會社丸二組
一本店　下關市大字西南部町十八番地ノ十六
一目的　海陸運送業
一設立ノ年月日　昭和九年一月二十三日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金千圓也　無限　永田作一　下關市大字竹崎町二百五十八番地
金五千圓也　有限　辻繁雄　福岡縣田川郡金田町大字神崎二百四十六番地
金四千圓也　有限　朴鍾采　朝鮮慶尙南道蔚山郡蔚山邑牛亭洞百十六番地
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿十箇年
右昭和九年一月二十四日登記

●合資會社山崎六星堂解散
一昭和九年一月十五日總社員ノ同意ニヨリ解散ス

●三菱造船株式會社變更(支店)
一取締役伊藤達三元良信太郎ハ昭和九年一月十六日會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任ス

第2140号　本文

●株式會社平野商店本店變更（支店）
一本店ヲ昭和八年二月一日東京市日本橋區小網町二丁目十番地ノ一ニ變更ス
●株式會社平野商店目的變更（支店）
一目的ヲ昭和九年一月十九日小麥粉類穀物飼料ノ賣買取次其他之ニ附帶スル事業ト變更ス
右昭和九年一月二十六日登記　下關區裁判所

●株式會社船越銀行變更（支店）
取締役隱重久兵衞重藏中原治三郎ハ昭和九年一月十六日再選重任ス
右昭和九年一月二十四日登記　下關區裁判所

●富士鑛泉合資會社變更
一昭和九年一月二十四日總社員ノ同意ニ依リ無限責任社員辻正一ハ出資額全部ヲ左ノ通リ讓渡退社シ各讓受人ハ左ノ通リ入社シタリ
一金千八百圓　無限責任　瀧口万太郎　大阪市西區立賣堀南通五丁目十九番地
一金五百圓　有限責任　瀧口光男　同所同番
一金五百圓　有限責任　瀧口松太郎　樽太大泊築町南仲通五十一番地
一金二百圓　有限責任　竹内懸治　和氣郡本荘村大字表筆九百四十五番地
一同日有限責任社員富尾眞ハ出資額ノ内金三百圓ヲ竹内懸治ニ金五百圓ヲ德永武ニ讓渡シタルニ付左ノ通リ變更シ總永武ハ左ノ通リ入社シタリ
一金千二百圓　有限責任　富尾眞
一金五百圓　有限責任　竹内懸治
一金五百圓　有限責任　德永武　和氣郡藤野村大字藤野六百五十九番地
昭和九年一月二十四日登記　岡山區裁判所本莊出張所

●矢田酒造株式會社變更
一取締役及會社ヲ代表スヘキ取締役ニ付昭和九年一月十四日株主總會ニ於テ選任ノ結果左ノ通リ當選同日各就任シタリ
取締役　妹尾佐太郎　阿哲郡矢神村大字上神代六千五百四十八番地
同　柳瀬三郎　同郡同村大字矢田二千二百八十六番地
同　前田一心　同所二千三百十五番地
同　會社ヲ代表スヘキ取締役　牓田耘平　阿哲郡矢神村大字矢田二千二百八十六番地
同　前田彦市　同所千六百九十二番地
右昭和九年一月二十六日登記　新見區裁判所矢神出張所

●吉野酒造株式會社變更
昭和九年一月二十日臨時株主總會ノ決議ニ依リ本店ヲ英田郡吉野村大字豆田六番地ヘ移轉シタリ
右昭和九年一月二十六日登記　津山區裁判所江見出張所

●合資會社福島材木商店消算結了
昭和九年一月二十日合資會社福島材木商店ハ清算結了シタリ

●合資會社福島材木店設立
商號　合資會社福島材木店
本店　岡山縣英田郡大原町大字古町千百四十七番地
目的　材木竝貿木材委託販賣製材業
設立ノ年月日　昭和九年一月二十日
代表社員ノ氏名住所　英田郡大原町大字古町千百四十七番地
社員ノ氏名住所竝資金額竝ニ責任
金一千三百五十圓　無限責任　福島要　英田郡大原町大字古町千百四十七番地
金一千二百五十圓　有限責任　江見清の郡江見村大字蔦河内六十五番地　同
金二千五百圓　有限責任　福島弦　同郡西栗存立ノ時期及解散ノ事由　昭和九年一月二十日ヨリ向フ滿二十箇年總社員ノ同意ニヨリ解散スルコトヲ得
右昭和九年一月二十五日登記　津山區裁判所大原出張所

●合名會社設立
商號　合名會社山本商店
本店　西宇和郡神松名村大字松千百十五番地
目的　海陸物產問屋業
設立年月日　昭和九年一月十一日
代表社員ノ氏名　山本龜一
社員ノ氏名住所出資　西宇和郡神松名村大字金八千圓　山本龜一　同所同番地
金二千圓　池田幸一　同所二千十一番地
右昭和九年一月二十四日登記　津山區裁判所大原出張所

●合資會社羽倉商店變更
一總社員ノ同意ニ依リ社員羽倉健一ハ昭和九年一月十九日金五千圓出資ニ依リ其出資信用及勞務トアルヲ金五千圓ト變更ス
昭和九年一月二十二日登記

●株式會社盛灣銀行（支店）
一支配人佐藤淳ヲ昭和九年一月二十二日解任ス
一支配人ノ氏名住所　一主ノ氏名住所　株式會社盛灣銀行盛北市場町二丁目一番地
右昭和九年一月二十二日登記　盛北地方法院花巻出張所

●株式會社盛灣銀行（支配人消滅）
一支配人佐藤淳ヲ昭和九年一月二十二日解任ス
一支配人ノ氏名住所　一主ノ氏名住所　株式會社盛灣銀行盛北市場町二丁目一番地
右昭和九年一月二十二日登記　盛北地方法院花巻出張所

●高砂興産株式會社（變更）
總會ニ於テ取締役顧問銘文ヲ削除シ代表取締役ニ就任シ取締役ノ氏名住所ニ變更アリタリ
右昭和九年一月二十二日登記　盛北地方法院花巻出張所

●高砂興産株式會社（變更）
總會ニ於テ取締役顧問銘文ヲ削除シ代表取締役ニ就任シ取締役ノ氏名住所ニ變更アリタリ
右昭和九年一月二十二日登記　盛北地方法院花巻出張所

●國際通運株式會社變更（支店）
一監査役ヲ昭和九年一月十五日辭任シ後任ニ吉花運港衛花運港常盤通八番戸一支配人ヲ置キ其ノ氏名住所ヲ左ノ通リ定メタリ
一支配人　一支配人ノ氏名住所　一主ノ氏名住所
右昭和九年一月二十二日登記　盛北地方法院花巻出張所

●國際通運株式會社變更（支店）
一昭和九年一月十五日社債ノ內一部償還ニ付總額ヲ金二百万圓ヲ減ジ金八千圓ニ變更ス
一昭和九年一月十五日社債殘額ニ對シ金二十五万圓ヲ昭和九年一月十二日一部償還ニ付總額ヲ左ノ通リ變更ス
一總額　金八千圓
一出資ニ付金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ出資拂込ハ監査役ヘキ剩餘金中ヨリ拂込ニ充當スルモノノ外理事會ノ決議ニ依リ其ノ金額期日及方法ヲ定メ拂込ヲ爲ス
理事ノ氏名住所
佐守喜代松　岐阜市金園町三丁目二十番地
野原守一　同市三番町二番地
須田篠田　同市伊奈波通一丁目五十三番地
金森鎌吉　同市秋津町七番地
吉田太吉　同市本荘八百九十番地
小野木源之助　同市本荘八百九十番地
宮川卯一　同市本荘八百九十番地
一監事ノ氏名住所
飯沼忠次郎　同市栗矢田町五十三番地
中原萬太郎　同市今川町一丁目十五番地
林友吉　同市本荘六十七番地ノ三
近藤忠次郎　同市糸町七番地
昭和九年一月二十六日登記　岐阜區裁判所

●財團法人貞宗本願寺寶和敬山教區教學財團變更
一昭和九年一月十九日資產ノ總額ヲ金二万四千五百円ニ變更ス
一昭和九年一月十九日資產ノ總額ヲ金二万四千五百円ニ變更ス
右昭和九年一月十九日登記　和歌山區裁判所

◉商業組合登記

●商業組合設立
名稱　岐阜鵜飼商業組合
事務所　岐阜市秋津町七番地
本組合ハ湯屋商業ノ改良發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ增進スル爲共同ノ施設ヲ爲ス
地區　岐阜縣岐阜市及稻葉郡加納町
設立認可ノ年月日　昭和八年十二月二十六日
出資ノ總口數　二百五十口
拂込タル出資ノ總額　金三千百二十五圓
出資一口ノ金額　金五十圓
出資拂込方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ出資拂込ハ監査役ヘキ剩餘金中ヨリ拂込ニ充當スルモノノ外理事會ノ決議ニ依リ其ノ金額期日及方法ヲ定メ拂込ヲ爲ス
理事ノ氏名住所
佐守喜代松　岐阜市金園町三丁目二十番地
野原守一　同市三番町二番地
須田篠田　同市伊奈波通一丁目五十三番地
金森鎌吉　同市秋津町七番地
吉田太吉　同市本荘八百九十番地
小野木源之助　同市本荘八百九十番地
宮川卯一　同市本荘八百九十番地
一監事ノ氏名住所
飯沼忠次郎　同市栗矢田町五十三番地
中原萬太郎　同市今川町一丁目十五番地
林友吉　同市本荘六十七番地ノ三
近藤忠次郎　同市糸町七番地
昭和九年一月二十六日登記　岐阜區裁判所

●商業組合設立
名稱　岩手縣九戸郡久慈町大字長內第一地割四十四番地ノ八
事務所　岩手縣九戸郡久慈町大字長內第一地
目的　菱物營業上ノ改善發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ增進スル爲メ共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
地區　岩手縣九戸郡久慈町岡郡長內村
設立認可ノ年月日　昭和八年十一月二十日
出資ノ總口數　三百五十口
拂込タル出資ノ總額　金七百五十圓
出資一口ノ金額　金二十圓

●支配人選任
一支配人ノ氏名住所　大導寺元一　今治市藏敷五百五十一番地ノ一
一主人ノ氏名住所　秋山照江　今治市本町二十番地
一支配人ヲ置キタル場所　主人ノ住所ニ同シ
右昭和九年一月二十六日登記　今治區裁判所

●內外商事合名會社解散
一總社員ノ同意ニ依リ昭和九年一月二十日解散ス
昭和九年一月二十四日登記　今治區裁判所

●株式會社玖島銀行變更
一監査役山下與市長與益治佐々木廣作ハ任期滿了ノ處昭和九年一月二十日株主總會ニ於テ再選セラレ同日就任ス
昭和九年一月二十四日登記　大村區裁判所

●佐賀無盡株式會社變更
一監査役總增龍次郎ハ昭和九年一月二十四日重任ス
右昭和九年一月二十五日登記　佐賀區裁判所

●副島合資會社變更
一昭和九年一月二十日出資減少ニ因リ出資額ヲ左ノ通リ變更ス
一金三万四千圓　有限　副島仲讓
一金一万六千圓　無限　中島忠六
昭和九年一月二十五日登記　佐賀區裁判所神崎出張所

●株式會社小城銀行變更
監査役中島健ハ昭和九年一月二十一日重任シ中島慶夫ハ同日退任左記者同日監査役ニ就任ス
江頭久太郎　小城郡小城町大字岩蔵九十番地
昭和九年一月二十四日登記　佐賀區裁判所牛津出張所

●信用無盡株式會社變更
一取締役澤川榮左衞門山口佐雄池田仁三郎ハ昭和九年一月十五日各重任ス
昭和九年一月二十四日登記　佐賀區裁判所有田出張所

●合資會社設立
一商號　合資會社蠟家
一本店　飯塚市飯塚四百二十九番地
一目的　藝妓置屋營業
一設立年月日　昭和九年一月二十四日
一社員ノ氏名住所竝資金額　無限責任社員　伊萬里區裁判所飯塚出張所
百二十九番地　金九百圓　永島マツ子

●株式會社設立
商號　久留米市通町二十九番地
目的　一切ノ藥品販賣業　一金錢貸付業ニ右ニ附帶スル一切ノ藥務
設立ノ年月日　昭和九年一月十日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
一金二万八千圓　無限　藤老名東　久留米市通町二十九番地
一金八百圓　有限　藤老名ヨシ　同所同番地
一金八百圓　有限　藤老名昇　同所同番地
存立ノ時期　定款作成ノ日ヨリ滿三十箇年
昭和九年一月二十三日登記　久留米區裁判所

●株式會社設立
商號　金丸鎭藥株式會社
本店　福岡縣遠賀郡香月町大字楠橋千七百二十六番地
目的　一鑛山ノ採掘及纖維物ノ賣買二機械器具ノ製作竝ニ賣買ニ右ニ附帶スル一切ノ藥務
設立ノ年月日　昭和九年一月一日
資本總額　金一百万圓
一株金額　金五十圓
一各株拂込額　金五十圓
一公告方法　本店ノ店頭ニ掲示シテ之ヲ爲ス
一取締役ノ氏名住所　福岡縣遠賀郡香月町大字楠橋千七百二十六番地　勘吉
金丸熊太郎　同所同番地
武内總藏　同所同番地
末吉德三郎　同所八百六十八番地
松尾三藏　同縣同郡同町大字香月千二百三十三番地
會社ヲ代表スヘキ取締役　金丸勘吉
一監査役ノ氏名住所　福岡縣遠賀郡香月町大字楠橋千七百二十六番地　貞
福岡市西小姓町九番地
昭和九年一月十五日登記　小倉區裁判所折尾出張所

●本斗水道株式會社變更
取締役全員任期滿了ノ處左著選任奥野長四郎田中惣左衞門ハ同日就任山田外次郎ハ昭和九年一月六日就任シタリ
取締役奥野長四郎　本斗郡本斗町大字本斗字中通四丁目六番地
同田中惣左衞門　眞岡郡眞岡町大字眞岡字南濱町一丁目十六番地
同山田外次郎　本斗郡本斗町大字本斗字中通三丁目八番地
右昭和九年一月二十四日登記　眞岡區裁判所本斗出張所

●㈱太汽船株式會社變更
一各株拂込額ヲ金二十一圓ト變更ス
昭和九年一月二十五日登記　眞岡區裁判所泊居出張所

●新高自動車株式會社（變更）
五日本社ヲ郡內湖庄內湖字季子坂百八十三番地ヘ移轉シタリ
右昭和九年一月十九日登記

●豪醫運送荷役株式會社（追加）
一支店ヲ廢止ス
●株式會社（支店設立）
本店東京市神田區神保町一丁目二十三番地　支店豪北市明石町二丁目六番地　目的ノ內書文具ノ販賣竝之ニ附隨スル業務　設立年月日昭和五年十二月三日　資本ノ總額金十万圓　一株ノ金額金五十圓　各株ニ付拂込ミタル株金額金二十五圓　公告ヲ爲ス方法本店店頭ニ三日間掲示シテ之ヲ爲ス　取締役ノ氏名住所東京市世田谷區北澤三丁目九百二十四番地永井茂次保　同市淀橋區上落合二丁目二百六十番地水井茂澗　同市淀橋區氷川町二番地荒川九兵衞代表取締役氏名末次保監査役ノ氏名住所同市蒲田區蒲田町千五百五十八番地岩里至　存立時期昭和三十年十一月二日迄
右昭和九年一月二十三日登記　豪北地方法院

●國際通運株式會社變更（支店）
七日登記シタル社債總額ノ內一部償還ニ依リ昭和九年一月十五日社債總額ヲ金三百七十五万圓ニ變更ス
右昭和九年一月二十四日登記　豪北地方法院

●國際通運株式會社變更（支店）
一理事鴛尾勘解治ハ昭和九年一月二十四日退任シ左記ノ者同日理事ニ就任ス
山本信夫　大阪市住吉區住吉町八百八十六番地

●財團法人大阪佛教和爽會變更
一理事平石貞藏三浦大俊和泉宗貞信隆上通永龍俊高知一道京藤義應藤田潮應栗田秀哉ハ昭和九年一月二十日退任シ同日矢田亮寺本圓純前田敬定森崎貞常近藤輝如瀧野謙澄加藤秀嶺坂本實哲中村弘道ハ同日重任シ左記ノ者同日木下寂善ヲ新任ス
一事務所　大阪市天王寺區元町一千五十二番地
吉永日洋　同區西高津中寺町二十四番地
芝崎澄純　同區大寺町三丁目一千四百十番屋敷
湖東善法　同市東區東平町八丁目五十九番地
飯田順隨　同市天王寺區逢坂下之町五十一番地
前田信明　同市北區末廣町十一番地
深見義照　同市天王寺區西高津中寺町十八番地
頓口貫妙　同市北區北同心町二丁目二十四番地
桑山道隱　同市天王寺區六万體町十二番地
右昭和九年一月二十六日登記　大阪區裁判所

●財團法人私立職工養成所變更
一理事鴛尾勘解治ハ昭和九年一月二十四日退任シ左記ノ者同日理事ニ就任ス
山本信夫　大阪市住吉區住吉町八百八十六番地

●財團法人前橋積善會變更
理事一名缺員ニ付昭和九年一月二十三日左著就任ス
後藤仙應　前橋市紅雲町三十五番地
昭和九年二月二十九日登記　前橋區裁判所

●㈱太汽船株式會社變更
一昭和九年一月二十七日資產總額ヲ金二十一圓ト變更ス
右昭和九年一月二十九日登記　掛川區裁判所森町出張所

●財團法人身延深敬病院變更
昭和九年一月二十五日資產總額金八万七千九百十五圓ニ變更ス
昭和九年一月二十九日登記　身延出張所

●合資會社設立
一商號　合資會社蠟家
一本店　飯塚市飯塚四百二十九番地
一目的　藝妓置屋營業
一設立年月日　昭和九年一月二十四日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
同所九六〇番地ノ一　原田信之助同所一六九六番地　原田三木芝助同所一〇四番地　土浦區裁判所柿岡出張所

●社團法人前橋積善會變更
理事一名缺員ニ付昭和九年一月二十三日左著就任ス
後藤仙應　前橋市紅雲町三十五番地
昭和九年二月二十九日登記　前橋區裁判所

●定款變更
一昭和九年一月二十七日資產總額ヲ金二十一圓ト變更ス
右昭和九年一月二十九日登記　掛川區裁判所森町出張所

●財團法人身延深敬病院變更
昭和九年一月二十五日資產總額金八万七千九百十五圓ニ變更ス
昭和九年一月二十九日登記　身延出張所

●財團法人貞宗本願寺寶和敬山教區教學財團變更
一昭和九年一月十九日資產ノ總額ヲ金二万四千五百円ニ變更ス
右昭和九年一月十九日登記　和歌山區裁判所

◉商業組合登記

●商業組合設立
名稱　岐阜鵜飼商業組合
事務所　岐阜市秋津町七番地
本組合ハ湯屋商業ノ改良發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ增進スル爲共同ノ施設ヲ爲ス
地區　岐阜縣岐阜市及稻葉郡加納町
設立認可ノ年月日　昭和八年十二月二十六日
出資ノ總口數　二百五十口
拂込タル出資ノ總額　金三千百二十五圓
出資一口ノ金額　金五十圓
出資拂込方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ出資拂込ハ監査役ヘキ剩餘金中ヨリ拂込ニ充當スルモノノ外理事會ノ決議ニ依リ其ノ金額期日及方法ヲ定メ拂込ヲ爲ス
理事ノ氏名住所
佐守喜代松　岐阜市金園町三丁目二十番地
野原守一　同市三番町二番地
須田篠田　同市伊奈波通一丁目五十三番地
金森鎌吉　同市秋津町七番地
吉田太吉　同市本荘八百九十番地
小野木源之助　同市本荘八百九十番地
宮川卯一　同市本荘八百九十番地
一監事ノ氏名住所
飯沼忠次郎　同市栗矢田町五十三番地
中原萬太郎　同市今川町一丁目十五番地
林友吉　同市本荘六十七番地ノ三
近藤忠次郎　同市糸町七番地
昭和九年一月二十六日登記　岐阜區裁判所

●商業組合設立
名稱　岩手縣九戸郡久慈町大字長內第一地割四十四番地ノ八
事務所　岩手縣九戸郡久慈町大字長內第一地
目的　菱物營業上ノ改善發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ增進スル爲メ共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
地區　岩手縣九戸郡久慈町岡郡長內村
設立認可ノ年月日　昭和八年十一月二十日
出資ノ總口數　三百五十口
拂込タル出資ノ總額　金七百五十圓
出資一口ノ金額　金二十圓

特売 21140 号

一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金五圓トス第二回以後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剰餘金中ヨリ拂込ミニ充ツルモノノ外總會ノ決議ニ依リ出資一口ニ付拂込ムヘキ金額及拂込期間ヲ定メ之レヲ拂込ムモノトス
一理事ノ氏名住所
理事　久慈末治　岩手縣九戸郡久慈町大字下大川目第二地割百七十三番地
同　長内仁太郎　同上同地割四十三番地
同　下川原百松　同上同地割百七十三番地
同　神田竹松　同上同地割二百四番地
同　高木寅一郎　同上大字門前第二十地割十五番地ノ一
同　宇部コト　同上大字長内第一地割二十一番地
同　川崎孝一　同上長内村大字長内第四地割十八番地
一監事ノ氏名住所
監事　山崎禎治　岩手縣九戸郡久慈町大字下大川目第二地割百五十三番地
同　日當三之亟　同上大字門前第十一地割七番地
同　久慈勘太郎　同上大字下大川目第二地割百八十七番ノ六號地
昭和九年一月二十五日登記　二戸區裁判所久慈出張所

◉工業組合登記

●關西標準電球工業組合移轉
一昭和九年一月二十日事務所ヲ左ノ地ニ移轉セリ
大阪市北區堂島濱通一丁目一番地　堂島ビルヂング內
右昭和九年一月二十六日登記　大阪區裁判所

●岐阜縣輸出人絹織物工業組合變更
一理事小島三郎ハ昭和九年一月十九日辭任ス
昭和九年一月二十七日登記　岐阜區裁判所

◉輸出組合登記

●輸出組合設立
一名稱　富山縣滿蒙輸出組合
一事務所　富山市總曲輪二百十三番地ノ一
一目的　本組合ハ滿蒙輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
一地區　富山縣一圓
一設立認可ノ年月日　昭和八年八月十日
一出資ノ總口數　六十二口
一拂込タル出資ノ總額　金一千五百五十圓也
一出資一口ノ金額　金二百圓也

一出資拂込ノ方法　出資ハ金錢ヲ以テ拂込ムモノトス　出資第一回ノ拂込ミ金額ハ一口ニ付金二十五圓トス第二回以後ハ理事會ノ決議ヲ以テ金額並ニ時期ヲ定ム
一理事ノ氏名住所　富山市梅澤町二百十番地株式會社廣貫堂　富山市大泉町五百八十一番地株式會社富山縣織物模範工場　富山市千石町四十六番地丸三興業株式會社　上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町九十六番地　佐渡傳二　高岡市榮町六十五番地高岡打綿株式會社
一監事ノ氏名住所　堀林與右衞門　氷見郡氷見町加納四千三百八番地　塚田木工株式會社　東礪波郡井波町中山一番地ノ一　對岸貿易株式會社　富山市總曲輪二百五十一番地
右昭和九年一月二十二日登記　富山區裁判所

◉産業組合登記

●有限責任秋平村信用購買販賣組合變更
理事小茂田磯五郎ハ昭和八年十二月八日死亡ス
昭和九年一月三十日登記　熊谷區裁判所兒玉出張所

●有限責任佐原信用組合變更
一昭和九年一月二十日總會ニ於テ決議ヲ爲シ同月二十九日認可ニ因リ目的ニ左ノ通リ追加ス
加入豫約者ノ貯金ヲ取扱フコト
昭和九年一月三十日登記　佐原區裁判所

●有限責任關本信用販賣購買組合變更
昭和八年十二月六日名稱組織目的及存立時期ヲ左ノ如ク變更ス
名稱　保證責任關本信用販賣購買利用組合
組織　保證責任
目的
一組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
二組合員ニ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト
三組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ販賣スルコト
四組合員ノ産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト
五組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト
存立時期　削除ス
昭和九年一月二十九日登記　水戸區裁判所關本出張所

●有限責任新屋搾乳販賣利用組合變更
理事任期滿了ノ處昭和九年一月二十日前任者全員再選重任ス
昭和九年一月二十九日登記　北甘樂區裁判所

●保證責任燒津丸肥信用販賣購買利用組合變更
監事服部直吉ハ昭和八年十二月二十八日左ノ通リ住所ヲ變更ス　志太郡小川村小川千六百二十七番地
右昭和九年一月二十三日登記　靜岡區裁判所藤枝出張所

●産業組合設立
一名稱　保證責任富戸信用販賣購買利用組合
一組織　保證責任
一區域　靜岡縣田方郡對島村富戸
一事務所　靜岡縣田方郡對島村富戸五百四十五番地
一目的
一組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
一組合員ニ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト
一加入豫約者ノ貯金ヲ取扱フコト
一組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ販賣スルコト
一組合員ノ産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト
一組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト
一設立許可ノ年月日　昭和八年十二月十三日
一出資一口ノ金額　金三十圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金三圓以上トス第二回後ノ出資拂込ハ配當ス可キ剰餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外出資一口毎ニ毎年一月末及七月末迄ニ金一圓以上宛拂込ムモノトス
一理事ノ氏名住所　石井喜作　靜岡縣田方郡對島村富戸百六十番地　石井與市　同所四百八十六番地　佐藤新吉　同所二十番地　日吉安太郎　同所四百八十七番地　日吉清之助　同所七百七番地　稻葉兼吉　同所百九番地　稻葉喜十　同所百三十五番地　三好松之助　同所四百二十五番地　日吉岩太郎　同所五百三番地　日吉峯藏　同所八百一番地ノ二　日吉恭助　同所百四十八番地　稻葉寅之助　同所六百八十三番地　日吉萬之助　同所四百八十九番地　石井關次郎　同所五百三十二番地　沼田浦太郎　同所千二百六十八番地ノ二
一監事ノ氏名住所　稻葉伊之助　靜岡縣田方郡對島村富戸八百七番地ノ二　竹安恒作　同所四百二十三番地　日吉順一郎　同所四百九十番地　里吉覺太郎　同所千百六十六番地ノ二
右昭和九年一月二十九日登記　沼津區裁判所伊東出張所

●保證責任芳川村信用購買販賣利用組合變更
理事鈴木傳兵衞古山半四郎ハ昭和九年一月二十日各辭任ス
右昭和九年一月二十六日登記

●有限責任濱松商工信用組合變更
監事松井良平大石議治池谷今吉本多直一川村新一郎ハ昭和九年一月二十一日各重任ス
右昭和九年一月二十九日登記　濱松區裁判所

●有限責任下尾奈購買販賣組合變更
一監事石田良作外山泰次郎外山兼吉ハ昭和九年一月十六日重任ス

●有限責任野地販賣組合變更
一監事改選ノ處昭和九年一月九日山本米藏縣竹三郎ハ重任シ左記ハ新任ス
黒柳佐六　引佐郡東濱名村都筑二四七番地

●有限責任佐久米販賣購買組合變更
一理事監事任期滿了ニ付改選ノ處昭和九年一月十日左ノ者就任ス
理事ノ氏名住所
大野辰次郎　引佐郡東濱名村佐久米九六二番地
鈴木市太郎　同所三六九番地
大野良平　同所一〇四四番地
大野武雄　同所二九七番地
監事ノ氏名住所
高野要藏　同所一八番地
大野傳三郎　同所九七九番地
昭和九年一月二十九日登記　濱松區裁判所三ケ日出張所

●保證責任相津信用購買販賣利用組合更正
一昭和九年一月二十七日錯誤發見ニ因リ理事ノ中鈴木榮治トアルヲ「鈴田榮治」ト更正ス

●保證責任相津信用購買販賣利用組合變更
一理事鈴木祐一郎鈴田榮治鈴木林作古川肇松田猪平ハ任期滿了ノ處昭和九年一月二十日各重任ス
右昭和九年一月二十九日登記　濱松區裁判所龍川出張所

●保證責任更府信用販賣購買利用組合變更
一理事中澤與重郎ハ昭和八年十二月三十一日辭任セリ
昭和九年一月二十七日登記　長野區裁判所水內出張所

◉準禁治産宣告取消

本籍並ニ住所富山縣下新川郡荻生村荻生六千七百三十六番地　松野林之助
右ニ對シ大正十一年一月十一日當裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ母松野あやノ申立ニ因リ之ヲ取消ス
昭和九年二月十三日　魚津區裁判所

山形縣飽海郡東平田村大字北澤字鍋倉十七番地　後藤彦治　明治十七年四月二日生
右ニ對シ大正十五年一月二十六日當區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ同人妻後藤いせ乃ノ申立ニ因リ昭和九年一月三十一日之ヲ取消シタリ
昭和九年二月十日　酒田區裁判所

◉公示催告

限定承認公告
拙者儀被相續人東京市荏原區小山町三三九海老澤正忠ノ家督相續人トシテ昭和九年一月三十一日東京區裁判所ニ於テ限定承認ヲ爲シタリ右被相續人ノ相續債權者及受遺者ハ昭和九年四月二十三日マテニ其申出相成度候右期日マテニ申出ナキ債權ハ辨濟ヨリ除斥セラルヘク右公告候也
昭和九年二月二十日　東京市荏原區小山町三三九　海老澤市次

會社合併公告
日之出食品合資會社、合資會社日之出農場ハ各昭和九年二月十三日各其總社員ノ同意ニ依リ會社合併ノ決議ヲ爲シ日之出食品合資會社ヲ存續シ合資會社日之出農場ヲ解散スルコトニ決定シタルニ依リ右兩會社ノ債權者ニシテ右合併ニ異議アル者ハ昭和九年四月三十日迄ニ當該會社ニ申立テラルヘシ若シ右ノ期間內ニ異議ヲ述ヘサル時ハ右合併ヲ承認シタルモノト看做スヘシ右及公告候也
昭和九年二月十三日
大阪市東區安土町四丁目十九番地株式會社祭原商店內　日之出食品合資會社　無限責任社員　中村正記
同　三上一郎
同　望月秀雄
大阪市東區安土町四丁目十九番地株式會社祭原商店內　合資會社日之出農場　代表社員　三上一郎

◉失踪ニ關スル屆出ノ催告

本籍横濱市中區西中町二丁目二十八番地　最後ノ住所東京市目黒區富士見臺千五百四十六番地佐藤孝平方　不在者　樋口信夫　明治二十八年十二月二十六日生
右不在者ニ對シ利害關係人樋口イチヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和九年九月十九日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和九年二月十四日　東京區裁判所

本籍並最後ノ住所東京市赤坂區青山北町六丁目四十三番地　不在者　鳥居せく　明治二十三年四月十五日生
右不在者ニ對シ利害關係人鳥居治三郎ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和九年九月十九日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其屆出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和九年二月十四日　東京區裁判所

本籍東京市板橋區練馬春日町二丁目二千百十四番地　最後ノ住所同市淀橋區西落合二丁目四百八十九番地栗原濟次郎方　不在者　栗原橘次郎　明治二十五年五月十一日生
右不在者ニ對シ利害關係人栗原信三ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和九年九月十九日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和九年二月十四日　東京區裁判所

本籍東京市淺草區西鳥越町二番地　最後ノ住所同市下谷區竹町二番地　不在者　高瀨譽富　明治二十八年八月二十日生
右不在者ニ對シ利害關係人高瀨茂晴ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和九年九月十九日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和九年二月十四日　東京區裁判所

本籍及最後ノ住所靜岡縣田方郡伊東町玖須美元和田五百四十一番地ノ二　不在者　辻勘吉　明治二十三年八月十日生
右不在者ニ對シ利害關係人辻正治ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和九年九月十四日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和九年二月十三日　沼津區裁判所　判事　金森元之助

本籍並最後ノ住所京都府南桑田郡本梅村大字東加舍小字磐ノ上七番地ノ一　竹岡國太郎　明治十九年五月二十四日生
右不在者ニ對シ京都府南桑田郡本梅村大字東加舍小字磐ノ上七番地ノ一竹岡裕ヨリ失踪宣告ノ申立ヲナシタルニヨリ不在者ハ昭和九年九月九日午前九時マテニ當裁判所ニ生存ノ屆出ヲナスヘク若其屆出ヲナササルトキハ失踪宣告ヲナスヘシ又不在者ノ生死ヲ知ルモノハ右期日マテニ其屆出ヲナスヘシ
昭和九年二月九日　園部區裁判所

本籍秋田縣雄勝郡三關村下關字下本內百十三番地平民　最後ノ住所東京市本郷區千駄木町三十八番地愛瀞館　不在者　近藤圭　明治二十六年九月一日生
右不在者ニ對シ利害關係人近藤シゲヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和九年八月二十日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和九年二月六日　湯澤區裁判所　判事　三澤清助

◉失踪宣告

本籍並最後ノ住所千葉縣海上郡椎柴村塚本九百番地　不在者　岩瀨鶴松　安政六年十二月二十日生
右ニ對シ千葉縣海上郡椎柴村塚本九百番地當時同縣匝瑳郡八日市場町イ二千十五番地二男政治ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和九年二月十五日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年二月十五日　八日市場區裁判所

本籍並ニ最後ノ住所富山市中野新町十六番地　野村淺次郎　明治二十六年五月二十七日生
右ニ對シ同人ノ妻セキノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和九年二月十日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年二月十日　富山區裁判所

本籍愛媛縣新居郡西條町大字大町五百二十五番戸　最後ノ住所同所　不在者　桑原茅太郎　明治二十年四月十五日生
右ニ對シ東京市澁谷區伊達七十一番地桑原マサミノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和九年一月二十九日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年二月八日　西條區裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣西彼杵郡黒崎村赤首郷四百八十番地三　不在者　松下秀作　大正元年十月十六日生
右者ニ對シ松下米作ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和九年二月八日失踪ヲ宣告シタリ
昭和九年二月八日　長崎區裁判所

本籍鹿兒島縣鹿兒島市皷川町五十番地　最後ノ住所同所八番戸　大場新五右衞門
右ニ對シ同市皷川町五十番地大場ハルエノ申立ニ因リ昭和九年二月九日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年二月九日　鹿兒島區裁判所

本籍及最後住所鹿兒島縣伊佐郡大口町里無番戸　不在者　尾辻潔
右ニ對シ熊本縣宇土郡三角町大字波多字際崎六十七番地尾辻登ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和九年二月七日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年二月十二日　加治木區裁判所

◉除權判決目錄中更正

申立人　前田寶吉
右申立ニ係ル昭和八年(ヘ)第三〇號公示催告申立事件ニ付決定スルコト左ノ如シ
主文
當裁判所カ昭和九年一月二十四日言渡シタル除權判決ノ目錄中第五十四回「第二ノ組」、第六十三回「第二ノ組」トアルヲ孰レモ「第一ノ組」ト更正ス
昭和九年二月十六日　東京區裁判所　判事　上條馨

◉破産宣告

名古屋市中區南伊勢町一丁目八番地　債務者　脇田又五郎
右ノ者ニ對スル昭和八年(マ)第一三八一四一號破産事件ニ付昭和九年二月十三日當裁判所ノ爲シタル破産宣告ニ付公告スルコト左ノ如シ
一債務者脇田又五郎ヲ破産者トス
一破産管財人　名古屋市東區東外堀町二丁目二番地　辯護士　高野貞三
一債權屆出期間　昭和九年三月二日迄

第2140号 本文

一第一回ノ債權者集會ノ期日　昭和九年三月十七日午前十時
一債權調査ノ期日　昭和九年三月十日午前十時
一破產者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ破產者ニ對シ債務ヲ負擔スルモノハ其旨破產者ノ財產ヲ所持スルモノハ其旨又ハ破產者ノ財產ヲ所持スルモノカ別除權ヲ有スルトキハ其債權ヲ有スルコトヲ昭和九年三月二日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ
昭和九年二月十三日午前十時破產宣告
名古屋區裁判所
判事　岩野稔

大分縣日田郡日田町大字竹田千三百六十五番地ノ一　債務者　九重合名會社
右ニ對スル昭和五年(ヲ)第一號破產事件ニ付當裁判所ノ爲シタル破產宣告ニ付公告スルコト左ノ如シ
一債務者丸重合名會社ヲ破產者トス
一破產管財人ハ大分縣日田郡日田町大字北豆田辯護士　有富小一
一債權屆出期間ハ昭和九年三月一日迄トス債權者ハ其屆出ニ證據書類又ハ其謄本ヲ添付シテ當裁判所ニ提出スヘシ
一第一回債權者集會期日及債權調査期日ハ昭和九年三月九日午前十時當裁判所ニ之ヲ開ク
一破產者ノ債務者及破產財團ニ屬スル財產ノ所持者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ其ノ財產ヲ交付スヘカラス破產者ニ對シ債務ヲ負擔スル者若ハ破產者ノ財產ヲ所持スル者ハ其旨倘其ノ債權ヲ有スルコトヲ昭和九年三月一日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ
昭和九年二月九日午前十時宣告
日田區裁判所

◉破產宣告公告中訂正

名古屋市南區熱田須賀町三十番地　債務者　竹內　猪吉
右ノ事ニ對スル昭和八年(マ)第七五號破產事件ニ付爲シタル破產宣告決定公告中昭和八年(マ)第七九號トアルヲ昭和八年(マ)第七五號ト訂正ス
右公告ス
昭和九年二月十三日　名古屋區裁判所

◉破產宣告取消

島根縣簸川郡知井宮村大字知井宮本郷六百七十番地　山本彰一郎

右ノ者ニ對スル昭和七年(ソ)第三號破產事件ニ付當裁判所カ宣告シタル破產決定ハ昭和九年二月一日松江地方裁判所ニ於テ左ノ通リ取消決定アリ該決定確定シタリ
主文
原決定ヲ取消ス
昭和九年二月十六日　松江區裁判所

◉破產手續廢止

靜岡縣磐田郡袋井町高尾　破產者　杉本　甚平
當時同縣小笠郡掛川町杉本藤次郎方
右ニ對スル昭和六年(ヌ)第一號破產事件ニ付當裁判所ハ破產管財人ノ申立ニ因リ破產財團ヲ以テ破產手續費用ヲ償フニ足ラスト認メ左ノ如ク決定ヲ爲シタリ
主文
本件破產手續ハ之ヲ廢止ス
昭和九年二月十五日　濱松區裁判所

◉破產手續終結

破產者　瑞穗窯業株式會社
右ノ者ニ對スル破產事件ニ付當裁判所ハ破產主任官判事三宅富士郎ノ申立ニ依リ之ヲ審査スルニ昭和九年一月二十六日ノ債權者集會ニ於テ管財人ノ終結計算濟ナリトノ報ムルヲ以テ明治二十三年法律第三十二號商法第千四十八條ニ依リ決定スルコト左ノ如シ
瑞穗窯業株式會社ノ破產手續ハ之ヲ終結ス
昭和九年二月十四日　東京地方裁判所第七民事部
裁判所判事　尾島謙三郎
判事　山口金一郎
判事　三宅富士郎

右ニ對スル昭和七年(ソ)第四號破產事件ニ付キ最後ノ配當手續ニ因リ破產終結シタルヲ以テ公告スルコト左ノ如シ
一本件破產手續ハ之ヲ終結ス
昭和九年二月十四日　玉島區裁判所

破產者　石崎泰治郎
右ニ對スル昭和三年ソ第五號破產事件ニ付強制和議認可決定ニ基ク終局計算報告ノ爲招集シタル債權者集會ニ於テ破產管財人ノ終局計算ヲ承認シ債權者集會終結シタルヲ以テ左ノ如ク決定ス
本件破產手續ハ之ヲ終結ス
昭和九年二月十日　松山區裁判所

◉債權者集會招集

破產者　株式會社今出銀行
右ニ對スル昭和七年ソ第八號破產事件ニ付監査委員松本清三ヨリ監査委員辭任ノ申出アリタルニヨリ監査委員一名ノ補闕選任ノ爲債權者集會ヲ昭和九年三月十日午前十時當裁判所ニ招集ス
昭和九年二月十五日　松山區裁判所

◉破產事件ノ配當ニ付公告

海部郡神守村大字宇治百六番戸　破產者　賣田玉三郎
右ノ者ニ對スル昭和七年(マ)第一〇八號破產事件ニ付第二回配當ニ付公告ヲ爲スコト左ノ如シ
一配當ニ加フヘキ債權ノ總額　金五百四千二百九十三圓九錢二厘
一配當スルコトヲ得ヘキ金額　金四万五千六十右公告ス
昭和九年二月十五日
破產者賣田玉三郎破產管財人　山田　鐵夫

◉日本銀行週報

◉兌換銀行券發行高每週平均高報告（自昭和九年二月十一日至昭和九年二月十七日）

		円
發行兌換銀行券		一、九五二、四三八、〇五〇、〇〇〇
進備	金貨及金地金	四三八、九〇九、五三〇、〇〇〇
	公債	一、五一四、四四一、一〇〇、〇〇〇
	保證	三一、〇〇〇、〇〇〇
	手形	四四、五七〇、〇〇〇
	合計	一、九五二、四三八、〇五〇、〇〇〇

◉營業每週報告（昭和九年二月十七日）

		円
負債ノ部	資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
	積立金及損益金	一四四、七二二、三九四、四二一
	發行兌換銀行券	一、五五六、八四五、七七七、〇〇〇
	政府當座預金	二四五、三四四、四三九、五四四
	政府預金	二〇〇、七〇〇、六八一、五六七
	計	七四、八三一、九四〇、〇〇〇
	一般預金	二一、七〇〇、六八一、五六七
	小額紙幣整備寄託金	一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
	其他	一、六五五、九〇〇、六九九、二〇五
	總計	一、九五二、四三八、〇五〇、〇〇〇
資產ノ部	資產ノ部	一五五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
	現金及地金	四二五、〇三七、一三七、一三五
	其他	四五、八五八、六〇五、三五〇
	計	四五、八五八、六〇五、三五〇

◉貸借對照表

資產

		円
現金	銀行預金	二六二、三三四、九四七、八九九
	郵便振替貯金	七三、三一七、三一二、一二二
	貨付金	二一、六六一、二七二、八三七
	有價證券	五、〇六二、七一〇、四三七
	不動產	五九、五五〇、八二八、九〇六
	未收器具及圖書	一九一、一八一、九一九
	代理店保險料	三五、三四八、〇〇〇
	貸倒引當金	四、七三六、八八一、八六〇
	假拂	四五、〇八五、二七〇、八六
	計	四、九四七、八七九、八九九

負債

		円
資本金		二六二、三三四、九四七、八七九
積立金		七三、三一七、三一二、一二二
保險契約準備金		二一、六六一、二七二、八三七
保險契約利益配當未濟金		五、〇六二、七一〇、四三七
使用人保證基金		五九、五五〇、八二八、九〇六
社員保證金		一九一、一八一、九一九
假受金		三五、三四八、〇〇〇
保險契約利益配當預り金		四、七三六、八八一、八六〇
保險契約利益配當未濟株式配當金		四五、〇八五、二七〇、八六
支拂未濟金		六、〇〇〇、〇〇〇
未經過利益		七九、〇七五、二〇六
代理店借金		七、〇七一、三四
未利息		四五、〇八五、二七〇、八六
計		四五、〇八五、三九一、五五
合計		四五、〇八五、二七〇、八六

日本徵兵保險株式會社

第二十三回決算公告

創立　明治四十四年
資本金　貳百五拾萬圓
契約高　壹億五千八百四萬餘圓
（昭和八年末現在）
諸準備金　四千貳拾四萬餘圓（同）
總資產額　四千五百八萬餘圓（同）

昭和八年十二月三十一日

利益金處分

金壹百貳萬九千七百七拾八圓八拾四錢	本年度利益金
金參萬五千七百六拾圓貳拾錢	前年度繰越金
合計金壹百六萬五千五百參拾九圓五錢	

金壹百貳萬九千七百七拾八圓八拾四錢	本年度利益金
金參萬五千七百六拾圓貳拾錢	前年度繰越金
合計金壹百六萬五千五百參拾九圓五錢	

金壹百貳萬圓	株金
金參萬圓	法定準備金
金貳拾萬圓	特別準備金
金壹萬圓	支拂備金
金壹萬圓	特別責任準備金
金壹萬圓	賣買損益金
金壹萬圓	未收保險料
金壹萬圓	代理店借
金壹萬圓	假拂
金壹萬圓	假受金
金壹萬圓	貸倒引當金
金壹萬圓	未收利息
金壹萬圓	支拂未濟金
金壹萬圓	未經過利益
金壹萬圓	未代理店借
金壹萬圓	未利息
金壹萬圓	計

負債

金壹百貳萬圓	現銀
金壹萬圓	郵便振替貯金
金壹萬圓	貸付金
金壹萬圓	有價證券
金壹萬圓	不動產
金壹萬圓	未收器具及圖書
金壹萬圓	代理店保險料
金壹萬圓	貸倒引當金
金壹萬圓	假拂
金壹萬圓	計

二六二、三三四、九四七、八九九	圓
七三、三一七、三一二、一二二	
二一、六六一、二七二、八三七	
五、〇六二、七一〇、四三七	
五九、五五〇、八二八、九〇六	
一九一、一八一、九一九	
三五、三四八、〇〇〇	
四、七三六、八八一、八六〇	
四五、〇八五、二七〇、八六	

日本徵兵保險株式會社

取締役社長　子爵　足立　正
專務取締役　男爵　室田　義文
取締役　前山　久吉
取締役　青木　正徳
取締役　武智　直道
監査役　鈴木　威
監査役　益田　信世

福島市公債繰上償還公告

昭和參年參月六日發行第四回福島市水道公債ノ通繰上償還ス
償還日　昭和九年參月參日
端數利子　壹千圓參金貳拾五圓參錢
支拂場所　福島市長

昭和九年貳月

神戸市債繰上償還

左ノ通本市債未償還全額繰上償還ニ付本市公債取扱店ニ於テ證券引換ニ元金及端數利子ヲ支拂フ
昭和九年二月二十一日　神戸市長　勝田銀次郎

公債種別及償還額		
五分五厘利付	第四回教育公債	一〇、八五三、〇〇〇圓
五分利付	第四回教育公債	三四、八〇〇圓
〃	同	三四、八〇〇圓
〃	水道擴張公債い號	二一、三〇〇圓
〃	水道公債ち號	二七、〇〇〇圓

償還期限　二月廿八日
支拂期日　三月二日

追テ右償還債（水道公債ち號ヲ除ク）ハ三月一日附ヲ以テ發行スル四分五厘利付神戸市都市計畫整理公債、四分利付神戸市第四回教育公債、同水道擴張公債い號、同水道公債ニ額面百圓ニ付五分五厘償還八百壹圓三十七錢五厘、五分利付公債ハ百壹圓二十五錢（各本年六月ヨリ新債希望ノ向ハ新債引受者タル山一證券株式會社ニ直接申込アリタシ

◉神戸市債投資者優遇

本市ハ曩ニ神戸市公債便覽ヲ刊行シ所有者ニ之ヲ配付シ更ニ借替ニ方リテハ新聞公告ニ先チ其旨豫報シ或ハ定期償還ニ方リテハ其抽籤番號表ヲ特ニ希望者ニ配付スル等投資家各位ノ便益ヲ圖リシガ各方面ヨリ多大ノ好感ヲ以テ之ヲ歡迎セラレツツアル狀勢ニ鑑ミ今回更ニ進ンデ一般所有者ニ對シテモ**所有公債證書番號及借換所名**ヲ組出ノ向ニ對シテハ今後定期償還抽籤番號表其他投資上參考資料ヲ贈呈シ發行者及投資家相互ノ利便ヲ圖リ併テ神戸市債ノ市場性發揚ニ努力致度計畫ニ付御遠慮ナク御申込相成度

龍谷大學學生募集

大學豫科　第一學年　約百四十名
專門部　第一學年　約百六十名
試驗科目　數學　國語　漢文　英語
試驗日割　豫科　四月二日
專門部　四月三日
◉其他入學ニ關スル事項ニ就テハ本學應務課ニ照會アリタシ
京都市七條猪熊　電話下一〇四一番二三三六番
龍谷大學

◉入學出願期限　三月一日ヨリ同月三十日迄

滿洲電信電話株式會社

拂込金領收證無效公告

常社第一回株式拂込金領收證
名義人　濱田吉三
領收證番號　拂込金額　發行所　發行日
七四九、貳百五拾圓　朝鮮銀行大連支店　昭和八年七月二十六日
壹壹　壹百貳拾五圓　朝鮮銀行京支店　昭和八年七月二十四日
壹參參　六拾貳圓五拾錢　朝鮮銀行大連支店　昭和八年七月二十六日
壹參四壹　壹百貳拾五圓　朝鮮銀行大連支店　昭和八年七月二十九日
壹參〇四　六拾貳圓五拾錢　朝鮮銀行大連支店　昭和八年七月二十八日
友田幸子
久保　和
藤田藤藏
遠藤一夫
劍持景先

滿洲中央銀行新京支店　同二年七月二十四日
滿洲中央銀行吉林分行　同二年七月二十八日
滿洲中央銀行大同二年七月二十九日
滿洲中央銀行振興支店　同二年七月二十九日

右各名義人ヨリ亡失屆アリタルニ付昭和九年四月二十日迄ニ異議ノ申込ナキトキハ之ヲ無效トス
昭和九年二月十九日

滿洲電信電話株式會社

許可 21140 号 本文

最新刊三種!!

ローレンス・フオーセット
商大專門部・牧一共著
トマス・プオーセット

標準英語文法作文辭典

（內容見本贈呈す）
價三圓五十錢
送料十八錢

外國との往復文書を執務せらるゝ方、一般英語研究者敎授者、並に學習者、是非坐右に一本を備へられん事を。（既刊好評○英語重要單語の統計的研究價二圓內容見本呈）

共立女子職業女子技藝學校　河野富子著

新手藝ドロンワーク

（內容見本贈呈す）
價三圓
送料十二錢

女學校卒業諸姉の紀念贈答品として絶好のもの。女學校手藝參考書として極めて便利。尙一般手藝愛好家には初步の方でも易々として覺えらるゝ樣編纂せり。（既刊好評○マクラメ　レース二圓）

東京高師　茗渓會讀物調査部編

優良圖書一覽　第二輯

（第二輯は自昭和三年至昭和　年分）
價一圓冊錢
送料十錢

讀物購入の指針。茗渓會多年苦心の結晶。權威ある審査員の推薦論評。學校・圖書館必備の書。（第一輯二圓五十錢　自大正　年至昭和　年集錄）

東京東橋區福町二丁目五
振替・東京七九三四番　**松邑三松堂**

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉號外昨二十日發行通記錄（其）第一八號八頁

社債繰上償還公告

昭和四年一月一日發行興業債券第二利札引換二元利金額左記ノ通リ全額繰上償還可致候間此段公告候也

償還金額　總額六百萬圓也
端數利息　壹百圓券　貳圓貳拾九錢
　　五百圓券　壹圓四拾五錢
　　壹千圓券　貳圓九拾錢
　　五千圓券　壹百拾四圓五拾貳錢
償還期日　昭和九年三月二日
支拂場所　株式會社三井銀行本店及同行內地各支店、三井信託株式會社本支店

北海道炭礦汽船株式會社

ベルト及綴金具
紡織機械用品
諸機械工具

東京銀座二ノ二
合名會社　**勝山商會**
電京(56)一八四五番
〇五七番

明治四十五年以來專門製造

謄寫版用特許インキ

此ノインキニ依テ始メテ謄寫版印刷ノ滿足ナ結果ヲ得ラル

東京市小石川區金富町十二番地
內外謄寫堂本店
電話小石川三九七七番
係替東京二七三九二番

新發明の九種變換式
エヂソン自動番號器
素晴らしき完成

從來の長所を蒐め更に新發明の技巧を加へて多能且つ絶對正確です

¥25.00

京都市寺町姉小路
鳩居堂
振替大阪六三八

目錄進呈

定價　一ケ月　九十五錢　一部　一四八十錢
廣告料　本公告　六號一行三十錢　五號五錢　四號十錢增
一般廣告　六號十四字詰一行　二十五錢
發行所　東京市神田區大手町　內閣印刷局　電話丸ノ內(二)九〇〇番

PATENT WORKING ADVERTISEMENT

Patent No. 91161.
Date: April 23rd, 1931.
Subject: Electric Distant Controlling System.
Patentee, Stanley Jaffa Harley, desires to sell this patent, or to grant licenses therefor on reasonable terms to any reliable ones in Japan.
Apply to
Tatsujiro Uchimura,
No.6, San-Chome, Marunouchi,
Kojimachi-Ku, Tokyo, Japan.

特許權實施廣告

特許第九一一六一號
特許日昭和六年四月二十三日
發明ノ名稱　電氣遠方制御方式
右特許權者「スタンレー、ジヤツフア、ハーレー」ハ前記特許ヲ相當ノ條件ニテ日本國內ニ於ケル實施權ヲ許諾セラレンコトヲ希望ス依テ實施ノ條件ニ關シ詳細ヲ知ラント欲スル者ハ左記ノ代理人ニ委細ヲ照會セラレタシ
東京市麹町區丸ノ內三丁目六番地仲二號館四階
辨理士　**內村達次郎**

（用紙規格A4ノ大サ本書）

許 211401 可

付録

官報　第二一四〇號　昭和九年二月二十一日　水曜日

農村における醫療問題（その一）

內務省衛生局長　大島辰次郎

一

農村における醫療問題については、大正七年以降十箇年にわたつて、內務省衛生局が施行した農村衛生實地調査の結果として、次の如くいつてゐるのである。卽ち「わが國における開業醫師の分布は、一般に都市集中の傾向を示し、町村の醫療普及の狀況が適當でない。これは獨り醫師ばかりでなく、藥劑師または産婆、看護婦等の如き療屬の分布でもまた同じやうな狀態である。

昭和二年六月二十一日現在の調査によると、全國町村中開業醫師のないもの二千九百九箇町村、また開業産婆を有せざるもの三千六百十一箇町村の多數を算してゐる。從つて農村民にしてこれ等醫師産婆に不便を感することは想像以上のものがある。從つて信用すべからざる賣藥商や、如何はしい醫療行爲者の橫行が甚だしく、これがために種々の禍害を蒙るものも決して少なくない。また産婆のない農村においては、姙娠分娩時に際していまなほ昔時の惡習慣や、無免許の産婆の取扱等のため、不慮の禍を蒙ることまた決して稀でない。

これ等の缺陷は延いて乳幼兒の發育を害するばかりでなく、進んで乳幼兒死亡の一因をなし、また次代國民の健康を阻害することがすくなくない。國民健康增進の基調はむしろ姙娠、分娩、乳幼兒時代においてこれが適切な保護を必要とするのにかゝはらず、前に述べたやうな醫療療屬の缺陷をして、今日等閑視する如きは、國家の體面にかゝはる問題であり、これが改善の必要なる切に識者の一考を要する。

開業醫のない農村にあつて、急病その他の逼迫した身體障碍のため醫を求めんとするも、なほ數里を運ばなければならない狀況の下にある農村住民は、これがため往々醫療の適時を缺き、また不良の轉歸をとるものが稀でない。疾病が一家の幸福を左右し、また貧困の一大原因をなすことは既に識者の知るところである。近時疲弊の醫がやかましい際に當つては、農村における醫療療屬の普及は、たゞに農村經濟救濟上より論ずるばかりでなく、これを農村健康增進上より見るもまた喫緊事といふべきである。

農村における醫療費と賣藥費とを農村調査の成績に徵するに、住民一人當り一箇年の醫療費は三圓十三錢、賣藥費は七十八錢である。これをわが國農村住民を約三千五百万人と假定して推算すれば、一箇年農民の要する醫療費は一億九百五十五万圓となり、賣藥費のみにでも二千七百三十万圓といふ巨額に達する。これを見ても農村の健康增進が如何に重大なるかゞ判る」といふのである。

二

農村における衛生狀態は、大正七年以降行つた內務省の實地調査によると、調査した六十八箇村の住民男六万八千六百九十五名、女六万九千七百六十七名、計十三万八千四百六十二名を健康診斷した結果、發見した疾病（寄生虫を含む）數は二十一万四千百三十七病で、一人平均一・二五の疾病を有することゝなるのであつて、換言すれば農村住民は何人も一疾病以上を有するといふことになるのである。

してみると、農村の現時衛生狀態に徵し、醫療の普及または醫療の問題は、農村衛生の改善または健康增進上よりのみならず、農村經濟振興上よりも緊要缺くべからざる問題である。

最近手にした岐阜縣知事宮脇梅吉氏が管下の農村を巡視して、得たる感想をまとめて「農村印象記」として世に公けにしてゐられるが、その中に「農山村を廻つて見ると健康が何よりの資本である。筋肉自慢、力自慢で愉快に働いてこそ農山村も相當好いところであり得るが、病身にでもなつたり、老衰でもしたり、或はまた家內に病弱者があつたりすれば、耐へられないほど苦痛であるに違ひない。病み疲れた體に重荷を背負つたり、老ひつかれた體で勞役に服してゐるなどは、氣の毒で眼も當てられない。殊に醫療機關は不十分であつて、醫療不行爲の狀況を眼の當り觀察すると、非常に氣の毒な感じを催し、保健衛生は農山村において卽て重要なりとの感を深うする」と、農村における疾病の存在が經濟上、精神上如何に農村民を困窮に導くかといふこと、および農村における醫療の普及が特に重要なることを力說してゐられるのである。

くり返していふまでもなく、農村における醫療の普及は重要事である。政府においても昭和七年後期より昭和十年度にいたるまで、非常時匡救施設として農漁山村に醫療の普及施設を實施中である。この農漁山村の醫療救護に對しては、畏くも皇室より三百万圓御下賜の御沙汰があつたのである。

三

この農漁山村の醫療救護の方法として、道府縣において直接に行ふものと、恩賜財團濟生會を通じて行ふものとの二種があつて、或はこの兩者を併行せしめてゐるところもある。救濟の實施に際してはなるべく既存の醫療機關を利用する方針をとり、主として開業醫に委託診療をなさしめ、また既存の醫療機關のない僻陬地方においては、或は隣接地より醫師を出張せしめて診療に當らしめ、或は專任の醫師を任用して巡回診療をなさしめてゐるのである。これによる各地方の主なる醫療救護の施設を分類すれば左の通りである。

委託診療二三
出張診療二五
巡回診療二六。

一、恩賜財團濟生會に委託して行ふもの

この時局匡救の醫療救護は、いはゆる恩賜救療としては、感泣感謝措く能はざるところのものであつて、その成績は全く顯著である。

時局匡救醫療救護を實施した、昭和七年十月以降、昭和八年三月末までの期間において、醫療の恩澤を受けた者實人員は五十四万五千九百五十人、延人員五百六十七万一千六百五十一人に達してゐるのである。これを一年間に換算すれば百九万一千九百人（延人員一千百三十四万三千三百二人）となつて、全人口に對する救療率は實に一・六五%に當るのである。

しかしながら、各縣府縣における調査によれば、當然救療を必要とする者約二百七十一万五千人の多數を算し、そのうち救療法によつて約十万人、濟生會によつて約二十万人、その他公私の施設によつて約六十万人は救療を受けてゐるが、殘りの約百八十一万五千人は今次の時局匡救醫療救護の對象となるの外はないのである。

最近の移民出入狀況（その一）

外務省通商局

昭和七年中の出移民狀況

昭和七年中のわが國出移民數＝アメリカおよびハワイ、中華民國ならびにヨーロッパ各國行以外の三等船室たるシカナダ行、行商人、旅行者、布教者、再渡航者、五年以內滯在の店員およびその妻子ならびに蘇聯邦極東地方行のもので勞働を目的とするが簡易手續によつて、渡航證明書を發給し旅券を携帶しないものを除く＝は總計一万九千三十三名であつて、これを前年にくらべるとたが、これを近年における最大渡航數を示した昭和四年の二万五千七百四名、同五年の二万一千八百二十九名にくらべるとなほ一割乃至二割方の減少である。

付録
昭和九年二月二十一日　水曜日
官報　第二一四〇號

昭和七年における出移民激增の主因をなしたものは、ブラジル行移民が前年に比し約一万人增加したことにあるのは疑を容れないが、ブラジル以外にやゝ增加を見た諸國は、蘭領東印度八六名增、オーストラリア五八名增、英領北ボルネオ六名增、ボリヴィア四名增、ウルグァイ、英領フィジイ島各一名增、呼寄による新規渡航を見たのは、エティオピア四名、エル・サルヴァドール、佛領タヒチ各一名の合計六名に過ぎなかつた。

これに反してブラジルを除く南米諸國、ヒリッピンを始め南洋諸地方行移民は、昭和六年においては三千五百九十一名であつたが、昭和七年には二千八百五十五名で約二割方の減少となつてゐる。

國別について出移民增減の狀況を見ると、

ブラジル　ブラジル行移民は昭和六年中の五千五百六十五名に對し、一躍一万五千九十二名に達し十七割以上の增加を示し、同年度移民總數の約八割を占め、各地渡航者の首位にあることは前數年と同樣である。かくの如き激增の原因は主として政府多年の宣傳奬勵により、一般に海外移植民の必要なことを理解したことゝ、日伯兩國の特殊親善關係に基因するものである。

昭和七年中においても世界的の經濟不況は依然好轉の兆なく、入移民國側にあつては何れも前年來の外國移民入國の制限乃至禁止を益々嚴にし、自然わが國人の渡航もその影響を受けたのではあるけれども、獨りブラジルにおいては一方外國移民の制限を嚴にする必要を認めつゝも、他方わが國人移民の眞價を認め入國許可の特例を設けたのと、かつまた在伯わが國移民は本年における米、棉花の價格高により相當の收入があり一般にブラジル行移民の有望なことを認識したばかりでなく、他方政府の移民保護奬勵策も一段と歩を進め、殊に渡航支度金を補給するにいたつたこと等がその顯著な原因である。

ヒリッピン　この群島へは從來ブラジルにつぎ多數の渡航を見たが、昭和七年においては僅かに七百四十名であつて、昭和六年に比すると三割方を減じ、昭和四五年にくらべるとその七分の一乃至四分の一にも達しない狀態であつて、その主要な原因はマニラ麻の市況不振に基づくダヴァオ行移民の激減したことにある。

ペルー　昭和七年中のペルー行移民は三百六十九名であつて、前年に比し多少の增加を見たが、これを既往の渡航數にくらべると著しい減少といはなければならない。これは同國政變およびこの政變に伴ひ勃發した排日騷擾ならびに政變後の政情不安等の影響に因るものである。

アルゼンチンとメキシコ　この兩國行移民もまた國內失業者救濟の見地より施行された、外國移民入國制限法規の影響を蒙り、前年より何れも、四割內外の減少を見た。

昭和七年中出移民をその出身地別（渡航許可を受けた地方廳別）について見ると、左の通りである。

北海道三、四七八名　福島縣一、二二四名　沖繩縣一、二一六名　福岡縣一、〇四二名　廣島縣九六五名　熊本縣九四九名である。

これを地方別に見れば、左の通りである。

北海道および東北地方六、五〇三名（總數の三割四分）　九州地方四、八三一名　中國地方一、七五〇名であつて、以下關東、近畿、中部、四國および北陸の順位となる。しかして、北海道および東北地方における移民渡航者の激增した原因は、同地方における凶作飢饉の影響であつて特に注目に値する。

昭和七年中出移民をその渡航方法別、即ち移民取扱人ならびに移植民または事業會社の取扱による者（契約移民を主とする）とそうでないもの（いはゆる自由移民、再渡航者、呼寄移民を主とする）に別けて考察すると、前者の一万六千二百二十九名に對し、後者は二千八百四名であつて兩者の比率はほゞ六對一の割合となり、最近數年來の傾向たる兩者二對一の均衡は著しく破れた觀がある。しかして昭和七年中の前者は依然ブラジル國行を主として、同國行移民はその九割二分を占めてゐる。

いま渡航先別によつて兩者を對比すると左の通りである。

▼ブラジル　一五、〇〇四（會社取扱）、八八（會社取扱によらないもの）　▼ソヴィエト聯邦　一、〇九四＝（外に二三、三二人　これは極東地方行漁業および木材積取の勞働者で、簡易手續に渡航證明書を發給し旅券を携帶しないもの＝）　二　▼ヒリッピン　一三一、六一六　▼蘭領東印度　五三三（以下會社取扱はなし）　▼ペルー　三六九　▼英領馬來　三五六　▼アルゼンチン　二三九　▼メキシコ　一四九　▼英領カナダ　九八　▼オーストラリア　九二　▼英領印度　八三　▼英領北ボルネオ　六四　▼英領ホンコン　四六　▼ボリビヤ　一五　▼チリー　八　▼パナマ　七　▲佛領印度支那　七　▼佛領ニュー・カレドニア　六　▼シャム　五　▼エティオピア　四　▼ウルグワイ、英領トンガ、同フィジイ各二　▼佛領タヒチ、キユバ、エル・サルヴァドール各一　▼その他　八。

なほ全國各府縣中多數の府縣においては、會社取扱によるものはそうでないものゝ數をはるかに凌駕してゐるが、沖繩、和歌山、神奈川および長崎の各縣においてはむしろ反對の現象を示してゐる。これはこれ等地方出身の在外者數が相當多數に達し、從つて呼寄または再渡航者が多數であることを語るものである。

電氣通信事業進展の跡

遞信省電氣局

一

わが電氣通信事業の進展の跡を見ると、先づ電信事業については、公衆の利便增進、電報の疏通圓滑に資するために、電信取扱局の增置、電信回線ならびに通信機械の增設、改善を經費の許す限り行つて來た。また電話事業についても、電話取扱局の開始、加入者の增設、順番開通、交換方式の自働化、電話加入區域の擴張、市外電話回線の增設、都市と近郊地との通話改善等幾多の施設をなし、いづれも豫期以上の好結果を示した。しかも明年度からはいよ〱通信事業の特別會計制度が實施されるので、電信の擴張改良計畫も、電話の擴張計畫も、基礎的計畫を改訂していよ〱事業の整備擴張が圖られ、時代の要求に順應することになるのであらう。

二

內地朝鮮間の電話連絡は朝野多年の要望であつたが、技術上や經費の關係でなか〱實現の運びにいたらなかつたが、幸ひ昨年一月この工事の竣工を見て、大阪以西の主要地と朝鮮主要地の一部と連絡通話の開始を見、その後同線の增設をなし、同年七月にはさらに東京京城間を初めとし、廣く內鮮主要地相互間に連絡電話を開始した。

最近における一日平均通話數は約四百通話に達し、なほ增加の趨勢を示してゐるが、この狀勢に徵しても、電話を通じ內鮮融和に資することはすくなくないものがあると信ずる。

滿洲國の獨立に伴つて、日滿關係も一層緊密の度を加へるにいたつたことはいふまでもないが、從來日滿間通信は關東州および滿鐵附屬地內、即ちわが統治權下以外の地域に發着するものは、殆んど電報の效用をしないほど澁滯を免れなかつたのであるが、日滿兩國政府はこゝに鑑みて種々考究の結果、遂に昨年九月一日日滿合辦にかゝる滿洲電信電話株式會社の設立を見るにいたつた。

遞信省と同社との間には、日滿兩國間に發著する電信電話の取扱に關して詳細な協定を遂げ、その日から業務を開始したのであるが、同社の活動によつて日滿國交の親善、産業文化の發達向上が大いに期待されるところが、すくなくないと信ずる。

三

無線通信事業については、從來わが國の對外通信は、當初殆んど海底線を經營する外國通信會社の手に委ねられてゐたが、無線電信の發明以來漸次その自主的通信權を確立することになり、現在においては昨年新規に開始した英領インド、シリアおよび滿洲國を加へ、世界各主要國十九箇國との間には、直通無線連絡を有するにいたり、對外貿易上にはもちろん外交、經濟等各方面に多大の便益を得るにいたつた。また國內においても昨年十一月二十一日には、山形縣飛島とその對岸酒田との間に、超短波無線電信による通話の取扱を開始したが、これはわが國における陸地相互間超短波無線利用の嚆矢であつて、その將來は大いに期待せられてゐるものがある。

最近諸外國において、國際無線電話の發達顯著なるものがあるが、わが國においても昭和七年末設立された國際電話株式會社において、國際および對植民地通話ならびに船舶通話用に充つる諸設備を建設中で、工事も著々進捗してゐるから、わが國と諸外國ならびに內地臺灣間無線電話事業も、いよ〱本年四月頃より漸次開始する運びとなり、いさゝか立おくれの感があつたわが國の對外無線電話もこれから急速な發達を見るものと思はれる。

四

放送事業については現今の時局に鑑み、いよ〱その任務の重大なることを感ずる次第であるが、この充實整備は昨年前橋、濱松、福井、德島、長崎、旭川の六箇所に放送局の新設を見、また大阪、名古屋兩中央放送局には二重放送を開始して、內地における放送局數は二十五局を算するにいたつた。また放送聽取者も昨年の增加數約三十万、現在は百六十万を超える盛況であつて、放送事業開始以來僅々八年にしてかやうに發達したことは、わが國文化の水準を如實に物語るものである。

五

これを要するに、現代における通信機關の進歩發達は實に驚くべきものがあつて、世界の隅々に起つた事件も瞬間にしてわれ〱の耳目に觸れるが如く、日に月に距離は征服されつゝある。かくて、通信機關の發展によつてわれ〱の日常生活の內容は、ます〱豐富なものとなり、われ〱の一擧手一投足は、世界人として大なる襟度と責任とを有することになつて、かくの如き聖代に生活し得ることの幸福を切に感ぜざるを得ない。

しかしながら、今日の通信機關は未だ完璧の域に達してはゐない。今後なほ幾多の改善と擴張を要するのはもちろんで、朝野通信事業關係者は深くこの點に意を留め、ます〱研究努力し、日進の文運に順應した施設をなし、人類共通の幸福のために力をつくしたいのである。

教育としての學校衞生

大阪帝國大學醫學部講師　竹村一

一　元來、學校衞生に對しては判然とした定義がない。從つてその研究の對象、範圍、原則等もまたさほど研究されなかつた感があつた。

しかし、すべてのものゝ科學的研究には、何を對象とするかといふ、その對象に對する明確なる認識が存在しなければならない。即ち、對象の特質、內容、範域を判然と規定する必要がある。

學校衞生にももちろんさういふ意味で、余は數年前に次の如くに定義して、その對象を確立して見た。即ち「學校衞生とは、學校といふ社會に生活しつゝあるこどもと教師のための衞生である」とかう定義して見ると、こゝに次の二つの特色が見出されるのであらう。

イ　「學校といふ社會」と定めたのは、學校は教育を行ふ場所であるといふ前提のもとに考へたところのことである。教育といふものゝもとに統制された衞生、即ち學校衞生も當然教育でなければならない。私はどこまでも學校衞生は教育の一有機的な分野であるといひたい。

ロ　「生活しつゝあるこども」といつたのは、學校衞生は學校といふ教育場所における社會に生活しつゝ、その生活を通じて、生活に實現すべく教育さるべきこどもが對象であるといふことを明かにしたためである。

二　以上の二つの特色が明かにされたならば、こゝに學校衞生は教育であり、同時にそこに生活しつゝあるこどもについて考へるといふことは、いふまでもなく認められることであらう。

そこで、私は廣義の學校衞生を次の如く分類して、その各々について所感を述べて見たいと思ふ。

學校衞生（廣義）
- 學校衞生──教師・校醫・學校看護婦
- 學校診療──校醫・教師・學校看護婦

そも〱小學令第一條には「小學校は兒童身體の發達に留意して道德教育および國民教育の基礎並其の生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす」と明かに規定してゐる。しかも「身體發育に留意して」といふことは、この小學校令第一條の冒頭に掲げてある文句であつて、決してこの文句が第一條の最後の結びにはなつてゐない。どうしても「身體發育に留意して」といふことが前提である。この「身體發育に留意し」といふことが即ち學校衞生である。

かう考へて見ると、學校衞生は當然教育の範圍であり、教師がその擔任者でなければならない。學校醫は教師を指導し或は教師を補助し、學校看護婦はその介補である。

一方學校診療は、治療といふことを對象として考へなければならない以上、當然學校醫がその責任者であり、教師はその補佐であり、學校看護婦はその介補でなければならない。

學校衞生とは何を目標とするか。それは學校といふ社會におけるこどもの生活を通じて、その生活を指導し、そのこどもが自己の生活に衞生の本質を顯現するやうに指導して行くことである。

「健康といふことは、社會に生活するものゝ守らなければならない道德である」といふ健康に對する認識を高めつゝ生活する人間を作るのが目的である。

そのためには、一面において教師の手によつて、健康教育が實施され、一面において健康への回復のための診療矯正が行はなければならない。

三　さて、さらに歩を進めて、學校衞生は教育であり、教育である以上教師によつて指導されなければならないものであるとするならば、學校衞生の理想ならびにその指導は當然教育の理念、方法と一致しなければならない。學校衞生が教育の一有機的分野とするならば、當然醫學を離れた教育の學校衞生として考へなければならない。

近時の教育が生活指導でありとするならば、學校衞生もまた生活指導でなければならない。最近の教育が鄉土教育を強調するならば、學校衞生もまた當然鄉土觀念を重んじなければならない。教育が個性研究を行ふならば、學校衞生も當然個性尊重をしなければならない。教育が現實の生活を當爲の生活への高揚であるとするならば、學校衞生も當然それでなければならない。

この重要なる點においての一致がなく教育は教育、學校衞生は學校衞生として別途の方向に進まんか、それは學校衞生でなくして單なる教育に關聯した醫學であつて、教育の有機的分野といひ得ないのである。

過去におけるわが國の學校衞生が、やゝともすれば不振に陷らんとしたのは、要するに教育は教育、學校衞生は學校衞生として二元的立場に陷らんとした傾きがあつたからである。

學校衞生は教育である以上、身心相關の實在としてのこども──しかも學校といふ教育の場所における社會の生活者であるこども──を對象とした以上、すべてはたゞ一路を進展すべきである。

第2140号　付録

第2140号 付録

私が常に主張してゐる「動態的學校衞生」は、要するにこの意見の下に考へたところのものである。これこそ學校衞生の本質であり、こゝに復歸することこそ學校衞生の外道より正道への轉向であると思ふ。

教育におけると同様に、學校衞生はそのこどもの現實生活の科學的研究より、哲學的思惟をへたる當爲生活の定立に向ひ、價値認識における陶治、生活指導を行ふことにおいて、自然の限界より文化の限界への進展でなければ、眞の學校衞生であるといふことはできない。

四 學校診療も、學校衞生がかゝる意味によつて考へられるとするならば、この診療も單なる醫學的診療でないことは自ら明かなことである。疾病の治療も、缺陷の矯正も、應急の手當も、學校衞生である以上は、すべて教育として取扱はなければならないものである。

健康增進への教育が、教師によつて指導されるものである以上、健康回復への教育は校醫によつて實施されるものである。教室においても、授業においても、遊戯においてもこどもの生活現象を通して、こども自らが衞生の本質を把握することが必要であるとすれば、學校におけるこどもの治療矯正もまた健康本質への還元でなければならない。

こゝに學校衞生はその指導精神が確立され、わが國の學校衞生は、國民教育の大精神と全く一致することゝ思ふ。

これは、私が近來聲を大にして東奔西走各府の求めに應じて講演行脚をなし、わが國學校衞生の本質を明かにしつゝあるところの本願である。

兒童の教育相談

▼專門家を聘して 四谷市民館の試み▲

兒童を立派に育てるのには、その兒童の個性や智能、體質等をよく考へてそれに適應した教育をしなければならない。それでは、兒童の智能、個性、習癖はどうであるか、將來上級學校へ進む場合に、如何なる學校を選んだらよいか、職業として何か適當してゐるか等、種々な點から兒童の素質を精細に檢査して、兒童の將來を誤らしめないやうに、よく指導し廣く教育上の相談に應ずるために、今回本市四谷區市民館では、相談部の事業の一つとして新たに教育相談部を設けて、一 智能檢査 二 個性調査 三 惡癖の矯正と躾方 四 學校の選擇等についての相談を受けることになつて、去る一月三十日の火曜日から事業を開始した。

これは從來行つて來た對象地區內小學校卒業兒童のための、少年少女職業指導斡旋が非常に好成績を納め、卒業兒童の就職上によき相談相手としての役割を百パーセントに果しつゝある現況に鑑み、さらにこれを根本的な方面の指導にまでおよぼしたいといふ、市民館の熱心から生れたものであつて、本市市民館としては全く新らしい試みとされてゐるものである。

そこでどんなことを調べるかといふと(一)甘へる子供(二)わがまゝな子供(三)內氣な子供(四)憶病な子供(五)亂暴な子供(六)やりつぱなしな子供(七)ひがみ根性のある子供(八)うそをつく子供(九)盜癖のある子供(一〇)注意力の足りない子供(一一)物に飽き易い子供(一二)落着きのない子供(一三)學校の成績のわるい子供(一四)食物にすききらへの多い子供(一五)發育のわるい子供等の指導矯正が擧げられてゐる。

この相談を擔當されるのは鈴木舜一、井上淸吾の兩氏であるから、その成績は大いに期待されてゐる。

なほ相談日は毎週火曜日の午後六時から八時までになつてゐる。(東京市公報)

帝室博物館列品陳列替

帝室博物館において新たに陳列替をなし展覽せしむべき主なるものは左の通りである。

▼東京帝室博物館 陳列品 美術部繪畫ニ花鳥圖 明、呂紀筆 一幅(本館藏) 扇面雜畫 酒井抱一筆 六十面之內十八面(同上) 狗子圖 圓山應瑞筆 一幅(同上) 同書蹟ニ五言律詩 明、王鐸中書 一幅(同上) 五言律詩 淸、傅山書 一幅(同上) 隸書對聯 淸、桂馥書 二幅(同上) 跋文 淸、何紹基書 一幅(同上) 外二十一點

▼奈良帝室博物館 陳列品 美術品繪畫 西大寺寄託 傳空海筆 多聞天像一幅外十九點 圖書と書蹟 興福寺寄託僧綱補任一卷外三點

最近官廳刊行圖書抄報

左記は各官廳近刊圖書中當局へ到著分の一部

◉死亡診斷書の死亡原因及職業記入方に就て (內閣統計局)
東京統計協會發賣(東京、京橋區銀座西三) 一〇錢 送料二錢

◉東京工業大學學報 第二卷第一〇號 (同大學)
丸善書店發賣(東京、日本橋區通二丁目) 六〇錢 送料四錢

◉大阪工業試驗所報告 第一四回第八號 (同所)
工政會發賣(東京、麴町區丸ノ內、有樂館內) 三四錢 送料二錢

◉比律賓獨立問題 (外務省)

◉土木試驗所報告 第二五號 (內務省)

◉參考用圖表 (海軍省)

◉馬の早期姙娠診斷に就て (農林省)

◉管內主要地ニ於ケル鷄卵及鷄肉ノ消費狀況 (大宮種鷄場)

◉航空要覽 (遞信省)

◉國有鐵道現業協議會決議及經過 第一回 (鐵道省)

◉朝鮮史料叢刊第三 軍門謄錄 (朝鮮總督府)

◉滿洲國と臺灣 (臺灣臺北州)

◉昭和七年物價賃銀調査年報 (關東廳)

◉東京府中等學校要覽 (同府)

◉昭和七年肥料統計書 (大阪府)

◉兵庫縣會社一覽 (同縣)

◉長崎縣林業要覽 (同縣)

◉昭和八年春蠶統計 (埼玉縣)

◉昭和八年栃木縣家禽統計 (同縣)

◉昭和八年度三重縣學事要覽 (同縣)

◉愛知縣有財產 (同縣)

◉靜岡縣の物價・賃金 (同縣)

◉滋賀縣社會事業概要 (同縣)

◉昭和七年千葉縣生產額要覽 (同縣)

◉昭和七年度產業組合要覽 (岐阜縣)

なほ、官廳刊行圖書の全部及び、その內容等についての詳細は、當局發賣の「官廳刊行圖書目錄」に登載されてゐる。

◆前週の官報に◆

	日
◉恩赦の詔書、宮內職員の懲戒免除に關する件、減刑令、復權令、官吏、官吏待遇者等の懲戒及懲罰の免除に關する件其の他(詔書、皇室令、勅令、軍令、訓令、陸軍、海軍および司法省告示)	號外 一一
◉外務書記生試驗(廣告)	一二
◉博義王妃朝子殿下女王殿下御分娩女王御誕生(宮內省告示)	一三
◉天皇の御服に關する件中改正(皇室令)	一五
◉陸軍服制中改正(勅令)	一五
◉大藏省理財局長更迭(敍任および辭令)	一六
◉在外邦人學校教員募集(廣告)	一六
◉關東州公立學校官制中改正および高等官官等俸給令中改正(勅令)	一七
◉海軍軍醫中少尉採用および海軍軍醫學生募集(海軍省告示)	一七

明治二十五年三月二十一日 第三種郵便物認可